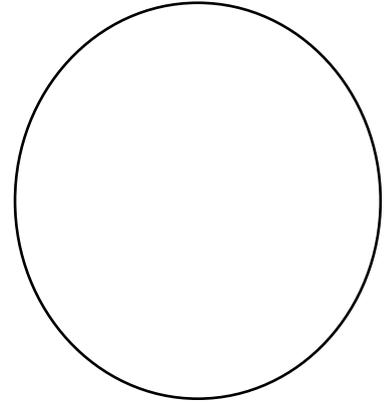


第3期 天理市子ども・子育て支援事業
計画（案）

令和7年3月

天理市

「第3期天理市子ども・子育て支援事業計画」策定に寄せて



令和7年3月

天理市長 並河 健

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画期間	3
3. 計画の法的根拠	3
4. 計画対象	3
5. 計画の位置づけ（関連計画）	4
6. 計画策定の体制	5
第2章 天理市の子ども・子育ての状況	6
1. 本市のこどもとこどものいる世帯を取り巻く概況	7
2. 「天理市子ども・子育て支援事業計画」の推進状況	11
3. 地域子ども・子育て支援事業の需給状況	16
4. 要保護・要支援児童について	23
5. 「天理市子育てアンケート」の結果（調査結果概要）	24
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	50
2. 計画策定における基本的な視点	51
3. こどもの育ちと子育てに関する理念	52
4. 本計画の構想（天理っ子すくすくプラン行動計画の継承）	52
第4章 事業計画の具体的な取組	54
1. 教育・保育提供区域の設定	55
2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要	56
3. 需要量の算出方法の概要	57
4. 認定区分について	58
5. 推計児童数	59
6. 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	60
7. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	64
8. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	77
9. その他の任意記載事項関連	77
第5章 計画の推進に向けて	81
1. 計画の推進に向けた役割	82
2. 計画の推進と評価	85

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、子育て家庭が安心して子どもを育てることができ、子どもがすこやかに成長する社会をつくるため、子ども・子育て支援法に基づき平成 27 年に「天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。子ども・子育て支援事業計画は、平成 24 年に制定された「子ども・子育て支援法」のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以上の 3 つの法律をあわせて「子ども・子育て関連 3 法」という。）により新設され、平成 27 年度から開始された「子ども・子育て支援制度」を踏まえており、この計画の推進により、子ども・子育て支援施策の充実を図ってきました。

本市では、子ども・子育て支援事業計画を次世代育成支援対策推進法に基づく「天理っ子すくすくプラン行動計画」（計画期間平成 17 年度から平成 26 年度）の内容と一体的に策定し、教育・保育の提供体制や地域子ども・子育て支援事業の実施、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方等を示すとともに、従来の取組である「こどもの人権擁護の推進」、「子育て支援サービスの充実」、「保健医療体制の充実」、「仕事と子育ての両立のための環境整備」、「地域で子どもがすこやかに育つ環境づくり」、「子どもが生きる力を育む教育の推進」、「障害のあるこどもの自立と支援」、「男女共同参画社会における子育て支援の推進」に関する施策を継承し、事業を展開しました。

「第 2 期天理市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間（令和 2 年度から令和 6 年度）には、新型コロナウイルス感染症の蔓延が様々な社会変化をもたらしました。本市においては、従来の子育て支援に加え、子育て世帯が孤立を感じないための動画の配信、対面以外での相談受付、子育て LINE の運用開始、AI チャットボットでの 24 時間対応等の社会情勢に応じた子育て支援に努めました。また、幼保の壁を超えた一体的な子育て支援として、就学前児童を育み、子育て家庭の支援と就学前教育の一元化に向けて、「前栽こども園」、「丹波市南こども園」を開園しました。民間の認可保育所の開所や小規模保育事業の推進により、待機児童の解消を図るとともに、病児保育等が可能な施設併設の幼保連携認定こども園を整備して、教育・保育の提供体制の整備を進めました。保育料に関しても、令和 6 年度から保育所・認定こども園・小規模保育事業所に通う第 2 子（国基準）にかかる保育料の無償化を行いました。

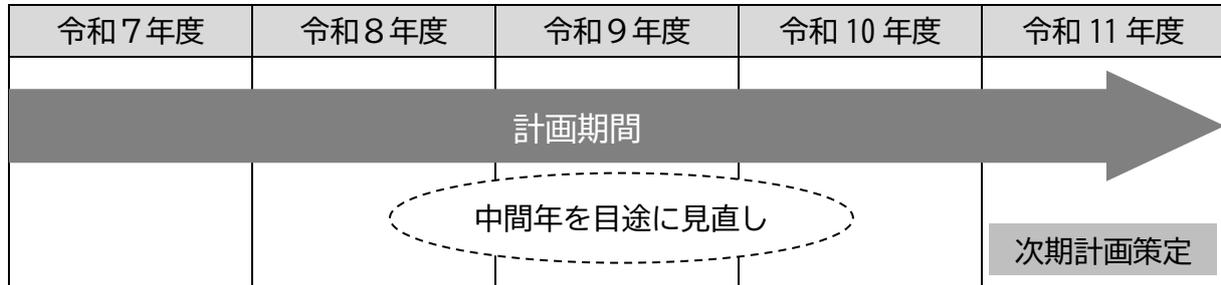
国では、令和 5 年 4 月に「こども基本法」が施行され、同時に「こども家庭庁」が発足しました。また、こども施策を総合的に推進するための「こども大綱」が令和 5 年 12 月に閣議決定されました。「こども大綱」に基づいて具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画 2024」として策定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。本市でも、令和 6 年度より母子保健と児童福祉の機能を持ち、互いに連携する「こども家庭センター」を設置しました。

このような方針のもと、本市が「こどもの最善の利益」を実現するためにふさわしい場となるよう、教育・保育ニーズに応じた提供体制を確保し、充実した子育て支援体制の整備を進めるため、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする「第 3 期天理市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間です。社会情勢の変化に合わせて計画期間の中間年を目途とし、計画の見直しを検討します。

図 計画期間



3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく法定計画です。また、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体化したものです。

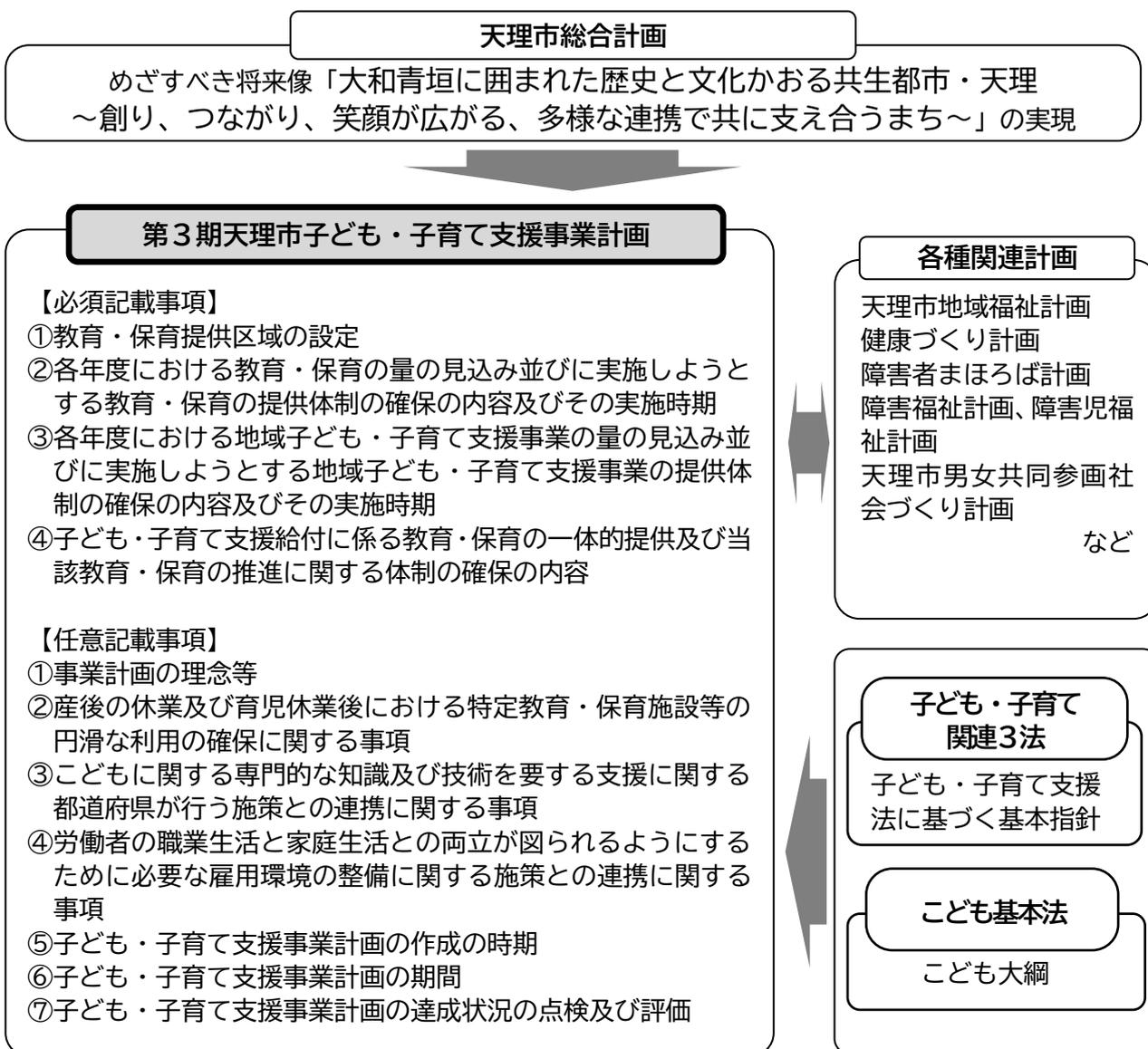
4. 計画対象

天理市在住のすべての就学前児童と小学校1～6年生の子どもやその子育て家庭が対象です。

5. 計画の位置づけ（関連計画）

天理市総合計画を最上位の計画として本計画を定めます。また、天理市の各種関連計画との整合性に留意して策定します。

図 計画の全体像



6. 計画策定の体制

(1) 天理市子ども・子育て会議

「天理市子ども・子育て会議」は「天理市子ども・子育て会議条例」により開催され、こどもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業者、学識経験者等の幅広い分野の委員が参画しています。会議では、調査等から導かれた子ども・子育て支援のニーズ等を踏まえ、本計画について検討を行いました。また「子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況やこども施策の取組状況の点検・確認についても、「天理市子ども・子育て会議」で実施しています。

(2) 令和6年度天理市子育てアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査をもとに子ども・子育て支援制度に関する需要量等を算出しています。

(3) パブリックコメント

令和6年12月25日～令和7年1月24日にかけて、市のホームページや公民館、図書館で本計画の計画素案を公開し市民からの意見を募集しました。

第2章 天理市の子ども・子育ての状況

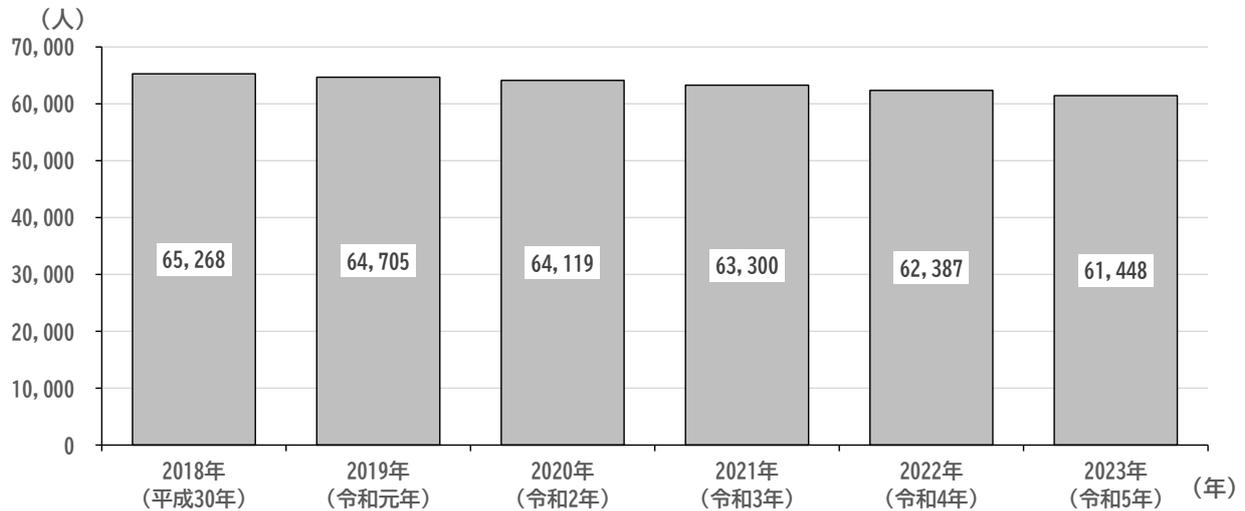
1. 本市のこどもとこどものいる世帯を取り巻く概況

(1) 人口・世帯等について

① 市全体の状況

人口の推移をみると毎年減少しており、令和5年は61,448人となっています。

図 人口の推移

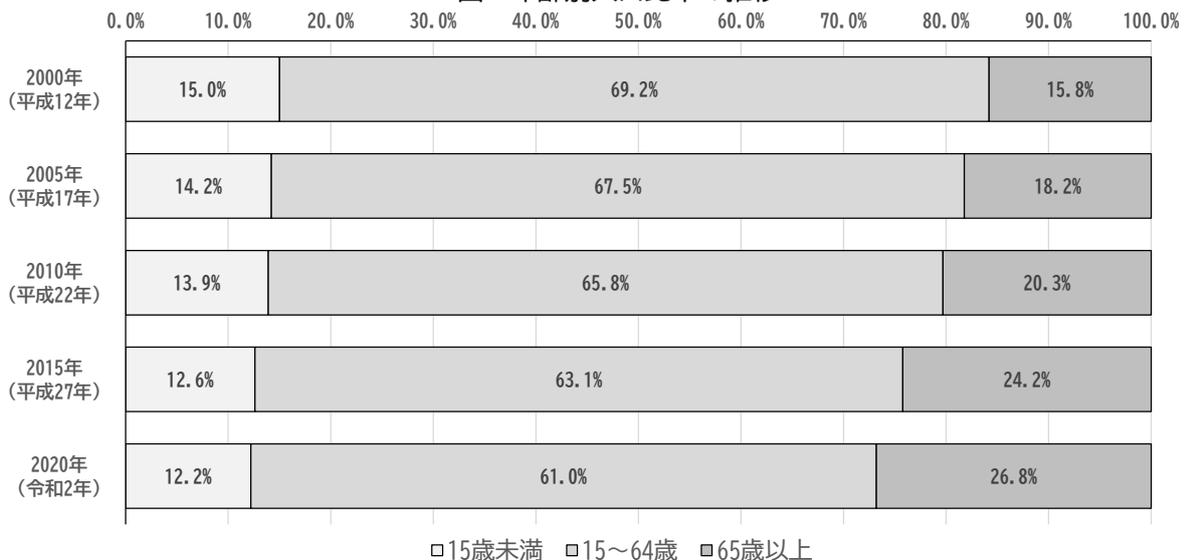


*各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

年齢別人口比率の推移をみると、「65歳以上」が年々増加しており、平成22年に20%を超え、令和2年には26.8%を占めています。一方、「0～14歳」と「15～64歳」の人口比率は、ともに低下しており、少子高齢化が進行しています。

図 年齢別人口比率の推移

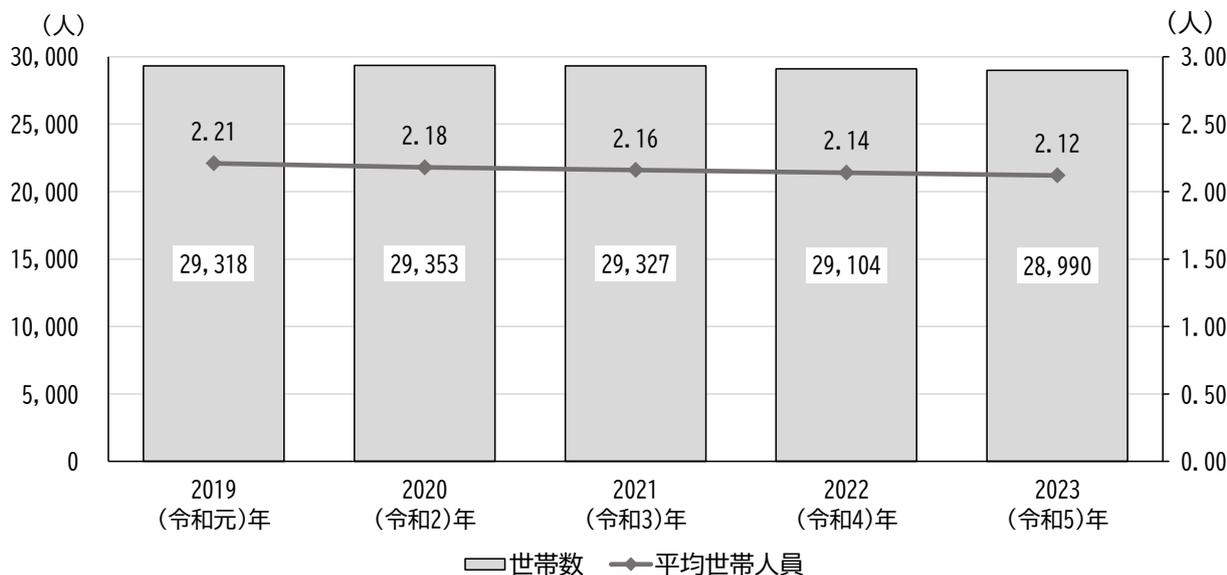


*年齢不詳を含む総数が母数。各年10月1日現在。

資料：国勢調査

世帯数の推移をみると、令和3年以降減少しており、令和5年では28,990世帯となっています。平均世帯人員は、毎年減少しており、世帯の小規模化が緩やかに進んでいます。

図 世帯数と平均世帯人員の推移



*各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

合計特殊出生率の推移をみると、令和5年では全国の1.20を上回り、奈良県と同様の1.21となっています。

表 合計特殊出生率の推移

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
天理市	人	1.29	1.32	1.30	1.18	1.21
奈良県	人	1.31	1.28	1.30	1.25	1.21
全国	人	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

*各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

出生児数の推移をみると、令和元年以降減少しており、令和5年では359人となっています。出生率も同様に減少しており令和5年では5.84%となっています。

表 出生児数と出生率の推移

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
出生児数	人	458	447	415	382	359
出生率	‰	7.08	6.97	6.56	6.12	5.84

*出生率は人口千人に対する出生数。

*各年3月31日現在。

資料：住民基本台帳

② 校区別の状況

ア. 小学校区別の人口及び世帯等の推移

小学校区別の人口の推移を令和元年と令和5年でみると、人口はすべての地区で減少しています。一方、世帯数では、井戸堂、前裁、二階堂、朝和、櫟本で増加しています。

世帯当たりの人数をみると、丹波市(1.87)、山の辺(1.86)、櫟本(2.08)では、全体の2.12人を下回っています。

表 小学校区別の人口及び世帯等の推移

	人口(人)		人口の増減	世帯数(世帯)		世帯数の増減	令和5年世帯人員(人)
	令和元年	令和5年		令和元年	令和5年		
丹波市	8,603	7,590	-1,013	4,533	4,058	-475	1.87
山の辺	8,095	7,912	-183	4,344	4,252	-92	1.86
井戸堂	3,760	3,677	-83	1,409	1,456	47	2.53
前 裁	15,946	15,537	-409	6,853	7,010	157	2.22
二階堂	6,301	6,028	-273	2,800	2,809	9	2.15
朝 和	8,732	8,270	-462	3,579	3,640	61	2.27
福 住	1,227	1,094	-133	547	512	-35	2.14
櫟 本	6,834	6,440	-394	3,078	3,089	11	2.08
柳 本	5,207	4,900	-307	2,175	2,164	-11	2.26
合 計	64,705	61,448	-3,257	29,318	28,990	-328	2.12

*各年4月1日現在。

資料：住民基本台帳

イ. 中学校区別の人口及び世帯等の推移

中学校区別の人口及び世帯等の推移をみると、人口はいずれの校区も減少しています。世帯数は南、西は増加、北、福住は減少しています。

表 中学校区別の人口及び世帯等の推移

	人口(人)		人口の増減	世帯数(世帯)		世帯数の増減	令和5年世帯人員(人)
	令和元年	令和5年		令和元年	令和5年		
北	23,532	21,942	-1,590	11,955	11,399	-556	1.92
南	17,699	16,847	-852	7,163	7,260	97	2.32
福住	1,227	1,094	-133	547	512	-35	2.14
西	22,247	21,565	-682	9,653	9,819	166	2.20
合計	64,705	61,448	-3,257	29,318	28,990	-328	2.12

*各年4月1日現在。

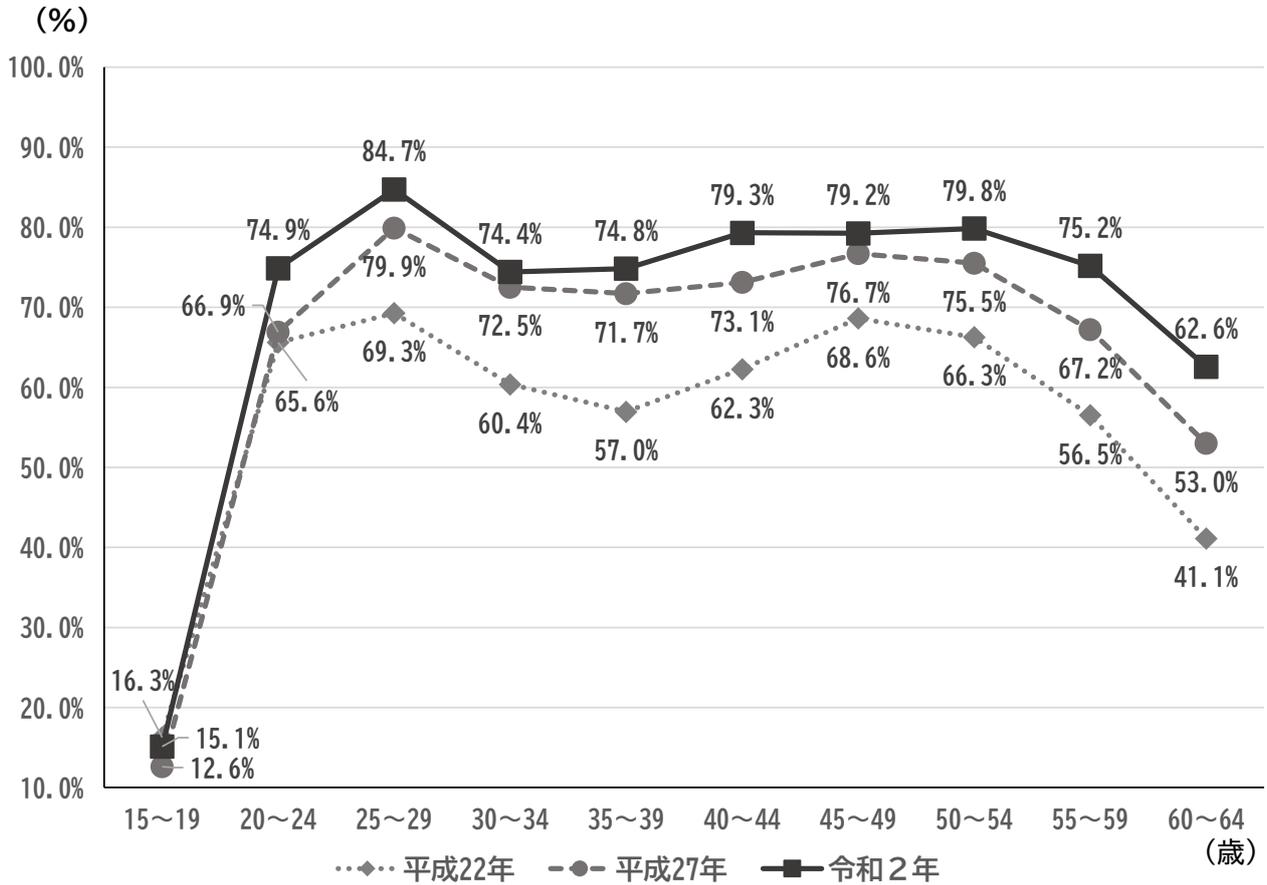
資料：住民基本台帳

(2) 女性の就労状況について

● 女性の労働力率について

本市の女性の年齢別労働力率の推移をみると、令和2年は、平成22年・平成27年に比べるとすべての年代で労働力率が上昇しています。また、25～29歳をピークに30歳代の労働力率が低下し「M字カーブ」を描いていますが、その形状は台形に近づいています。

図 女性の年齢別労働力率の推移



*各年10月1日現在。

資料：総務省「国勢調査」

2. 「天理市子ども・子育て支援事業計画」の推進状況

(1) 幼児期の学校教育・保育の需給状況

保育の必要性の認定状況をみると、1号認定は令和2年度から令和5年度で計画値より多くなっていますが、減少傾向で推移しています。

2号認定のうち「共働きであるが幼稚園利用のみの家庭」のこどもは、令和2年度から令和4年度で計画値より少ないものの、令和4年度で47人、令和5年度で36人となっています。「認定こども園及び保育所」の利用希望があるこどもは、令和3年度以降は計画値を下回って推移しています。

3号認定は、0歳児、1・2歳児ともに計画値を下回って推移しています。

表 保育の必要性の認定状況

上段：計画値、下段：実績値

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 1号認定 (認定こども園及び幼稚園)	人	523	480	468	305	
		578	591	472	452	
② 2号認定 (共働きであるが幼稚園利用のみの家庭)	人	138	135	132	17	
		37	24	47	36	
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	783	797	780	763	
		788	734	720	726	
④ 3号認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳	人	275	269	262	160
			247	157	133	156
	1・2歳	人	565	578	586	575
			595	461	460	472

*各年度3月31日現在。

(2) 保育所（園）の需給状況

保育所（園）の入所児童数と入所率の推移をみると、市立保育所（園）は令和元年度をピークに年々低下しており、令和5年度では83.5%となっています。私立保育所（園）は増減が見られますが、令和5年度では91.8%となっています。

表 保育所（園）の入所児童数と入所率の推移

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市立	入所児童数	人	586	549	509	540	520
	定員	人	580	580	580	623	623
	入所率	%	101.0	94.7	87.8	86.7	83.5
私立	入所児童数	人	826	820	846	809	845
	定員	人	826	826	826	826	920
	入所率	%	100.0	99.3	102.4	98.0	91.8

*各年度3月1日現在。

資料：天理市子ども未来課

認可保育所

国が定める設置基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの。

〈中央保育所、北保育所、嘉幡保育所、朝和保育園、柳本保育園、ひまわり保育園、ニチキッズ天理川原城保育園〉

認定こども園

保育所（園）と幼稚園が一体化して、保育所（園）と幼稚園の両方の機能をあわせ持った施設。保育所に通うこどもと、幼稚園に通うこどもが一体的に、教育・保育を受けます。

〈前栽こども園、丹波市南こども園、やまだこども園、天理認定こども園カレス学園、天理認定こども園前栽学園、天理こだま認定こども園〉

認可外保育施設

園庭の広さなど様々な設置基準の関係で、国の認可を受けていない保育施設。

〈天理教婦人会天理託児所、憩の家めばえ託児所、高井病院託児所、花音保育園、森のようちえん ウィズ・ナチュラ、おうち保育所 ohana〉

小規模保育事業所

0～2歳のこどもを対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。

〈すくすく KIDS 広場、天理すこやか保育園、ニチキッズ天理別所保育園〉

保育所（園）別の入所児童数と入所率の推移をみると、市立保育所（園）では、やまだこども園を除く各園で、令和2年度まで入所率が100%を超えていますが、令和3年度からは85.0%から106.0%となっています。一方、私立保育所（園）では、令和3年度では入所率が100%を超える保育所（園）が多いですが、令和4年度以降は100%を超える保育所（園）は減少しています。

表 保育所（園）別の入所児童数の推移

		単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
市立	中央	人	167	160	160	156	140
	北	人	126	113	108	100	100
	嘉幡	人	120	109	99	88	85
	丹波市南こども園	人	163	158	139	124	119
	前栽こども園	人	-	-	-	66	69
	やまだこども園	人	10	9	3	6	7
私立	朝和	人	162	156	159	155	147
	ひまわり	人	170	172	171	169	168
	柳本	人	150	146	152	147	135
	ニチイキッズ川原城	人	-	-	-	-	49
	カレス学園	人	128	127	130	116	105
	前栽学園	人	170	171	186	175	163
	こだま認定こども園	人	-	-	-	-	30
	すくすくKIDS	人	9	9	9	8	10
	天理すこやか	人	19	19	19	19	18
	ニチイキッズ別所	人	18	20	20	20	20

*各年度3月1日現在。

資料：天理市こども未来課

表 保育所（園）別の入所率の推移

		単位	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
市立	中央	%	104.4	100.4	100.0	97.5	87.5
	北	%	114.5	102.8	98.2	90.9	90.9
	嘉幡	%	120.0	109.0	99.0	88.0	85.0
	丹波市南こども園	%	108.7	105.7	92.7	106.0	101.7
	前栽こども園	%	-	-	-	86.8	90.8
	やまだこども園	%	16.7	15.0	5.0	10.0	11.7
私立	朝和	%	111.7	109.8	109.7	106.9	98.7
	ひまわり	%	100.0	102.4	100.6	99.4	98.8
	柳本	%	100.0	98.7	101.3	98.0	90.0
	ニチイキッズ川原城	%	-	-	-	-	54.4
	カレス学園	%	112.3	112.1	114.0	101.8	92.1
	前栽学園	%	85.0	88.5	93.0	87.5	90.6
	こだま認定こども園	%	-	-	-	-	150.0
	すくすくKIDS	%	100.0	89.9	100.0	88.9	111.1
	天理すこやか	%	100.0	100.0	100.0	100.0	94.7
	ニチイキッズ別所	%	94.7	96.7	105.3	105.3	105.3

*各年度3月1日現在。

資料：天理市こども未来課

(3) 幼稚園の需給状況

市立幼稚園の在籍園児数と充足率の推移をみると、在籍園児数が令和4年度から減少し、収容可能人数も減少しており、収容可能人数に対する充足率は令和3年度以降、35%～37%となっています。

表 市立幼稚園の在籍園児数と充足率の推移

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市立	在籍園児数	人	557	525	561	472	453
	収容可能人数	人	1,605	1,605	1,605	1,280	1,280
	収容可能人数に対する充足率	%	34.7	32.7	35.0	36.9	35.4

*各年5月1日現在。

資料：天理市こども未来課

幼稚園（通常の就園時間）

満3歳から小学校就学までの幼児を対象とした教育施設。

幼稚園別の在籍園児数の推移をみると、前栽幼稚園（前栽こども園）、二階堂幼稚園、柳本幼稚園では令和元年度から令和5年度で30人以上減少しています。

表 幼稚園別の在籍園児数の推移

		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市立	丹波市	人	41	40	57	44	37
	山の辺	人	59	66	64	73	77
	井戸堂	人	48	47	49	47	46
	前栽	人	163	142	152	116	129
	二階堂	人	72	65	62	47	38
	朝和	人	68	65	78	69	57
	やまだ	人	9	5	5	2	1
	櫛本	人	46	48	56	51	48
	柳本	人	51	47	38	23	20

*参考値として私立では令和6年現在で天理90人、カレス37人（5人）（括弧内は在籍人数のうち、市外からの通園児）となっています。

*各年5月1日現在。

資料：天理市こども未来課

3. 地域子ども・子育て支援事業の需給状況

(1) 地域の子育て支援について

本市では行政と市民の協働等により、在宅の子育て家庭の支援を含む地域の子育て支援を拡充してきました。その取組として、地域子育て支援拠点の拡充（ひろば型やセンター型）や、乳児家庭全戸訪問事業、公民館での出前保育、年齢別の子育て教室、こども園、幼稚園、保育所（園）の園庭開放、幼稚園での預かり保育、未就園児の親子登園、子育てサポートクラブの展開と拡大、自主活動による市民の子育てサロンの運営等を行っています。今後の課題として、支援を必要とする子育て家庭をサービスの利用につなぐコーディネーターの役割が必要です。

(2) 在宅児童の現状

在宅児童の現状をみると、在宅児童比率は0歳（82.8%）が最も高く、次いで1歳（45.7%）、2歳（40.2%）となっており、3歳以上では5%未満となっています。就学前児童全体では、27.3%の児童が在宅で過ごしています。

表 在宅児童の現状

	単位	就学前児童数 (A)	保育所(園)入所児童数 (B)	市内幼稚園 在籍園児数 (C)	市外幼稚園 在籍園児数 (D)	認可外施設 (託児所等) 入所児童数 (E)	合計 (F=B+C +D+E)	在宅児童数 (G=A-F)	在宅児童 比率 (G/A)
0歳	人	343	59	-	-	-	59	284	82.8
1歳	人	374	203	-	-	-	203	171	45.7
2歳	人	398	238	-	-	-	238	160	40.2
3歳	人	408	289	108	5	-	402	6	1.5
4歳	人	426	285	127	3	-	415	11	2.6
5歳	人	426	281	125	4	-	410	16	3.8
合計	人	2,375	1,355	360	12	-	1,727	648	27.3

*就学前児童数とは5月1日現在、住民基本台帳から把握できる0～5歳児。

*令和6年5月1日現在。

資料：天理市こども未来課

① 時間外保育事業

時間外保育（延長保育）事業については、現在の各園の供給量で計画値の需要量を満たしています。実績値をみると、令和4年度以降は、需要量の見込みに対して供給量が上回っています。

表 時間外保育事業の需給状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人	648	633	618	603
	確保方策	箇所	12	12	13	15
実績値	供給量	人	547	570	1,010	1,036

② 学童保育所（放課後児童健全育成事業）

市内全体の児童数が減少傾向であるなか、保護者の就業等のため、学童保育登録児童数は、コロナ禍前に比べて増加しています。

山の辺学童保育所の登録児童数が増加し、児童の安全面及び保育面等の改善を図るために、令和6年4月から山の辺第二学童保育所を増設するための調整を行いました。

近年の移住者の増加等で学童保育所のニーズが高まってきた福住校区において、令和6年4月から福住小中学校の図書室を一時的に学童保育所として利用するための調整を行いました。

令和5年度には、櫛本校区で市が指定管理により運営している櫛本学童保育所において、児童数増加の影響を受けずに安定した運営ができるように、同校区において従前から存在している民間学童保育所に対し、補助金を交付しました。

実績値をみると、山の辺小学校区では令和3年度以降、櫛本小学校区では令和5年度で供給量が計画値の需要量を上回っています。

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需給状況（小学校区）

小学校区	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
		需要量	供給量	需要量	供給量	需要量	供給量	需要量	供給量
丹波市	人	134	106	137	90	139	93	145	104
山の辺	人	71	64	73	77	77	83	84	92
井戸堂	人	98	76	108	81	108	81	125	86
前栽	人	197	158	200	160	202	162	220	174
二階堂	人	78	74	79	72	74	71	75	56
朝和	人	146	95	146	77	140	86	149	94
福住	人	-	-	-	-	-	-	-	-
櫛本	人	52	51	55	49	56	52	57	77
柳本	人	62	51	67	45	71	47	80	54

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

計画期間中の利用実績は計画値の需要量より少ないですが、子育てするうえで、困難な状況が生じた時に利用できるサービスであるため、必要な事業です。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の需給状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人日/年	86	86	86	86
	確保方策	人日/年	86	86	86	86
実績値	供給量	人日/年	52	58	54	39

表 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の需給状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人日/年	38	38	38	38
	確保方策	人日/年	38	38	38	38
実績値	供給量	人日/年	11	6	1	20

④ 地域子育て支援拠点事業

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行により、令和5年度に利用人数の制限緩和を行いました。コロナ禍前と同じような水準に戻りつつあります。計画期間を通して供給量が計画値の需要量を下回っています。

表 必要見込み量と確保方策（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人回/年	17,606	17,198	16,790	16,382
	確保方策	箇所	5	5	5	5
実績値	供給量	人回/年	7,170	5,663	7,458	15,468
	施設数	箇所	5	5	5	5

⑤ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼保再編により天理市立丹波市南こども園、天理市立前栽こども園が設立されたため、預かり保育の実施施設は、9箇所となっています（幼稚園6園＋こども園（幼稚園コース）3園）。

利用状況については、令和3年度以降、ほぼ横ばいで安定的に提供することができています。

表 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の需給状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人日/年	16,922	16,230	15,360	16,829
	確保方策	人日/年	16,922	16,230	15,360	16,829
		箇所	8	8	8	6
実績値	供給量	人日/年	17,553	27,655	27,014	28,301
	施設数	箇所	9	9	9	9

(イ) 2号認定による定期的な利用とそれ以外の一時預かり事業

本市では、現在9箇所です2号認定による定期的な利用以外の一時預かり事業を実施しており、既存施設等の社会資源の活用を検討して、一時預かりの機能拡充を図ってきました。

預かり保育と2号認定による定期的な利用以外の多数の需要を見込んでいましたが、供給量の実績は計画値の需要量より大幅に少なくなっています。

表 2号認定による定期的な利用とそれ以外の一時預かり事業の需給状況（市全体）

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	2号認定による定期的な利用	人日/年	30,113	29,661	29,216	28,777
		上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）	人日/年	17,446	16,974	16,515	16,069
	確保方策：一時預かり事業（在園児対象型を除く）		人日/年	7,500	7,500	7,500	7,500
実績値	供給量		人日/年	5,935	5,673	5,354	5,547
	施設数		箇所	9	9	9	9

* 2号認定（3～5歳の保育認定）は通常の教育・保育施設での対応によって賄うため必要見込み量には影響しません。それ以外の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

⑥ 病児保育事業

体調不良児対応型については、朝和保育園・柳本保育園で実施しています。病後児対応型については、田原本町と協定を結び、天理市の児童の病後児保育の受け入れを委託しています。令和5年6月より天理こだま認定こども園で病児・病後児保育事業を実施しています。

表 病児保育事業の需給状況（市全体）

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量		人日/年	1,582	1,546	1,509	1,472
	確保方策		人日/年	1,468	1,468	1,468	1,468
実績値	供給量（利用数）		人日/年	814	572	571	705

⑦ 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）

子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）の潜在的なニーズに応えることができる体制を築くため、市内各地における会員の拡充を図り、子育て家庭にとってより身近な地域で依頼・援助活動が行うことができるように、双方のニーズを丁寧に繋ぐ仕組みづくりに努めてきました。

チラシや LINE 配信などで市民への認知度は少しずつ上がってきていますが、依頼会員の登録だけをして利用に至らないケースもあります。

実績値は、計画値の需要量を下回って推移しています。

表 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）の現状

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼会員	人	223	21	27	34
援助会員	人	156	34	24	52
両方会員	人	25	0	0	0

*令和3年度は会員数の精査を行ったため、大幅な減少となりました。

表 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）の需給状況

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人日/年	57	55	54	53
	確保方策：子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	人日/年	57	55	54	53
実績値	供給量	人日/年	25	8	28	46

*令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大ため、大幅な減少となりました。

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

出生数は減少傾向が続き、平成29年度に比べ31.4%、平成24年度と比べ38.3%減少しています。令和4年度から出産・子育て応援交付金事業が始まり、乳児家庭全戸訪問で生後3か月までに伴走型相談支援を行っています。令和5年度は訪問を拒否した5名を来所に対応し、訪問330名と合わせて335名の対象者全員に対面で相談を実施できました。

表 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	人	477	466	454	370
	確保方策	人	429	419	408	397
実績値	供給量	人	363	378	342	330

⑨ 養育支援訪問事業

養育の支援が特に必要と認められる児童や保護者等に対して、養育支援訪問事業を実施しました。令和5年度は5名に対して延べ30回の訪問を実施しました。令和3年度までは供給量が計画値の需要量を下回っていますが、令和4年度からはより支援を必要とする世帯が多く、供給量が計画値の需要量より多くなりました。

表 養育支援訪問事業の実施状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	件	16	16	16	16
	確保方策	件	16	16	16	16
実績値	供給量	件	10	12	20	30

⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦健康診査や相談事業、産前産後サービスの実施等によって、出産前後の一貫した支援に努めてきました。また、妊娠中の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るために、妊婦健診等の費用の一部補助を実施しました。妊娠届出書数が減少傾向にあることもあり、実績値は減少傾向が続いています。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の実施状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	件	6,678	6,524	6,356	5,000
	確保方策	件	6,010	5,872	5,720	5,569
実績値	供給量	件	7,000	5,112	4,759	4,489

⑪ 利用者支援事業

妊娠・子育てに関する相談窓口として、こども家庭センター「はぐ〜る」を拠点に妊娠期以降の切れ目ない支援を行っています。子育てコンシェルジュ（保健師や助産師）が妊娠届出書の提出時に妊婦全員と面談を実施し、妊娠中から電話などを含めた継続的な支援を提供し、認定資格を持った「ドゥーラ」がサロン“ママにこ”を実施し、産前産後の不安軽減を行う心身のケアに努めています。また地域子育て支援拠点事業を並行することで、子育てコーディネーターをはじめ子育て支援担当保育士等が、親子が安心して遊ぶことができ、気軽に相談できるような場の提供、個別のニーズに応じた助言や支援の提供、関係機関との連携強化に努めています。

表 利用者支援事業の実施状況（市全体）

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	需要量	箇所	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1
実績値	供給量	箇所	1	1	1	1

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食費）について、令和4年度に1件、令和5年度に3件、実費徴収の一部を補助しました。

4. 要保護・要支援児童について

(1) 要保護児童について

① こどもの虐待に関する本市の現状

近年、市民の泣き声通告等の通告意識の高まりや学校等での児童からの訴えが増えていることもあり、虐待対応件数は年々増加しています。

表 虐待対応件数（市全体）

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援	件	257	286	335	339
要保護	件	91	100	91	88
計	件	348	386	426	427

② こどもの虐待を防止するための取組

ア. 虐待の早期発見・早期支援の実施

乳幼児健康診査や各種子育て教室、乳幼児家庭全戸訪問事業における訪問、こども家庭センター「はぐ〜る」が相談窓口となって、育児上の困難を抱える家庭の早期把握・早期支援に努めてきました。

イ. 虐待防止及び必要な支援へつなげるための体制づくり

福祉・教育・保健・警察等の関係機関を含めた地域全体でこどもを守る支援体制を築くために天理市要保護児童対策地域協議会において受理会議を実施し、関係機関と連携をとりながら各家庭・児童の情報共有に努めました。さらに、個別ケース検討会議等を開催し、その家庭への具体的な対応や支援の方法についての話し合いを実践しています。年1回の代表者会議では本市の取組や実情を共有し、研修も実施しました。同様に3か月に1回の実務者会議では、ケース管理をしている全ての家庭について検証し、情報を共有しました。

ウ. 虐待防止のための啓発活動の実施

広報紙「町から町へ」に家庭児童相談・女性相談支援室での相談窓口を掲載し、11月のオレンジリボンキャンペーンを通して、関係機関や市内商業施設に協力を依頼し、市内の多くの方々に虐待防止のための啓発を行っています。

5. 「天理市子育てアンケート」の結果（調査結果概要）

（1）調査目的

天理市の子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するため就学前児童、小学生のいる家庭を対象にアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査結果は本計画策定のための基礎資料としました。

（2）調査方法

調査は就学前児童用と小学生用のアンケートに分かれています。特にことわりのない場合、あて名のお子さんについて保護者が回答しています。

図表 調査の概要

	就学前児童	小学生
調査地域	天理市全域	
調査方法	調査は、対象者に調査の案内とインターネット・アンケートによる回答方法を記したはがきを送付。 お礼状兼督促状（はがき）を1回送付。	
調査期間	令和6年4月22日～令和6年5月22日	
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出	
調査対象	令和6年4月1日現在の 0～5歳児	令和6年4月1日現在の 6～11歳児
調査対象数	1,000	500
有効回収数	358	193
無効回収数	0	0
有効回収率	35.8%	38.6%

【前回調査との比較】

本市では平成31年（令和元年）度にも、「天理市子育てアンケート」調査（以下「前回調査」と表記）を実施しています。前回調査と今回実施した調査（以下「今回調査」と表記）の中で同様の設問は集計表またはグラフで結果を掲載しています。

(3) 調査結果の概要

① あて名の子どもと保護者の属性（令和6年4月1日時点）

ア. 就学前児童の年齢

就学前児童の年齢をみると、「3歳」が19.8%と最も多く、次いで「2歳」（17.3%）となっています。

図表 就学前児童の年齢

	回答数	構成比
0歳（令和5年4月以降の生まれ）	53	14.8%
1歳（令和4年4月～平成30年3月生まれ）	50	14.0%
2歳（令和3年4月～令和4年3月生まれ）	62	17.3%
3歳（令和2年4月～令和3年3月生まれ）	71	19.8%
4歳（平成31年4月～令和2年3月生まれ）	61	17.0%
5歳（平成30年4月～平成31年3月生まれ）	47	13.1%
無回答	14	3.9%
合計	358	100.0%

イ. 小学生の学年

小学生の学年をみると、「6年生」が21.6%と最も多く、次いで「4年生」と「5年生」（ともに17.0%）となっています。

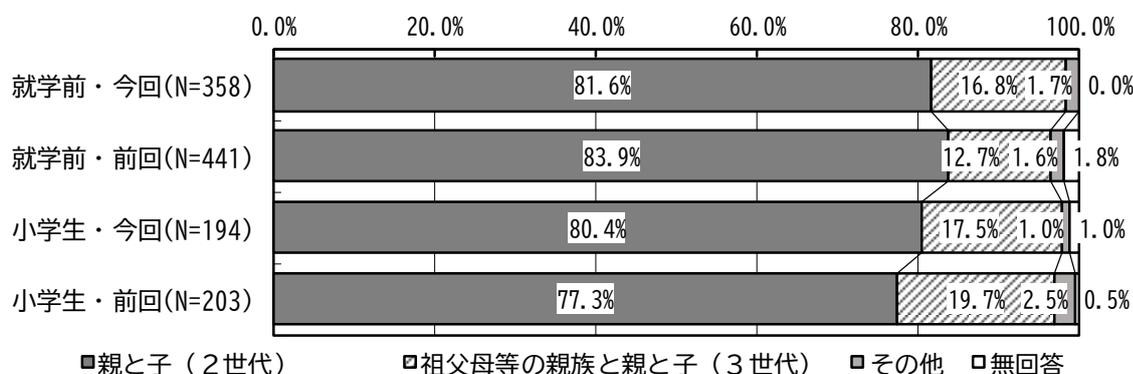
図表 小学生の学年

	回答数	構成比
1年生	31	16.0%
2年生	24	12.4%
3年生	28	14.4%
4年生	33	17.0%
5年生	33	17.0%
6年生	42	21.6%
無回答	3	1.5%
合計	194	100.0%

ウ. 家族構成

家族構成をみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「親と子（2世代）」（81.6%、80.4%）が最も多く、次いで「祖父母等の親族と親と子（3世代）」（16.8%、17.5%）となっています。

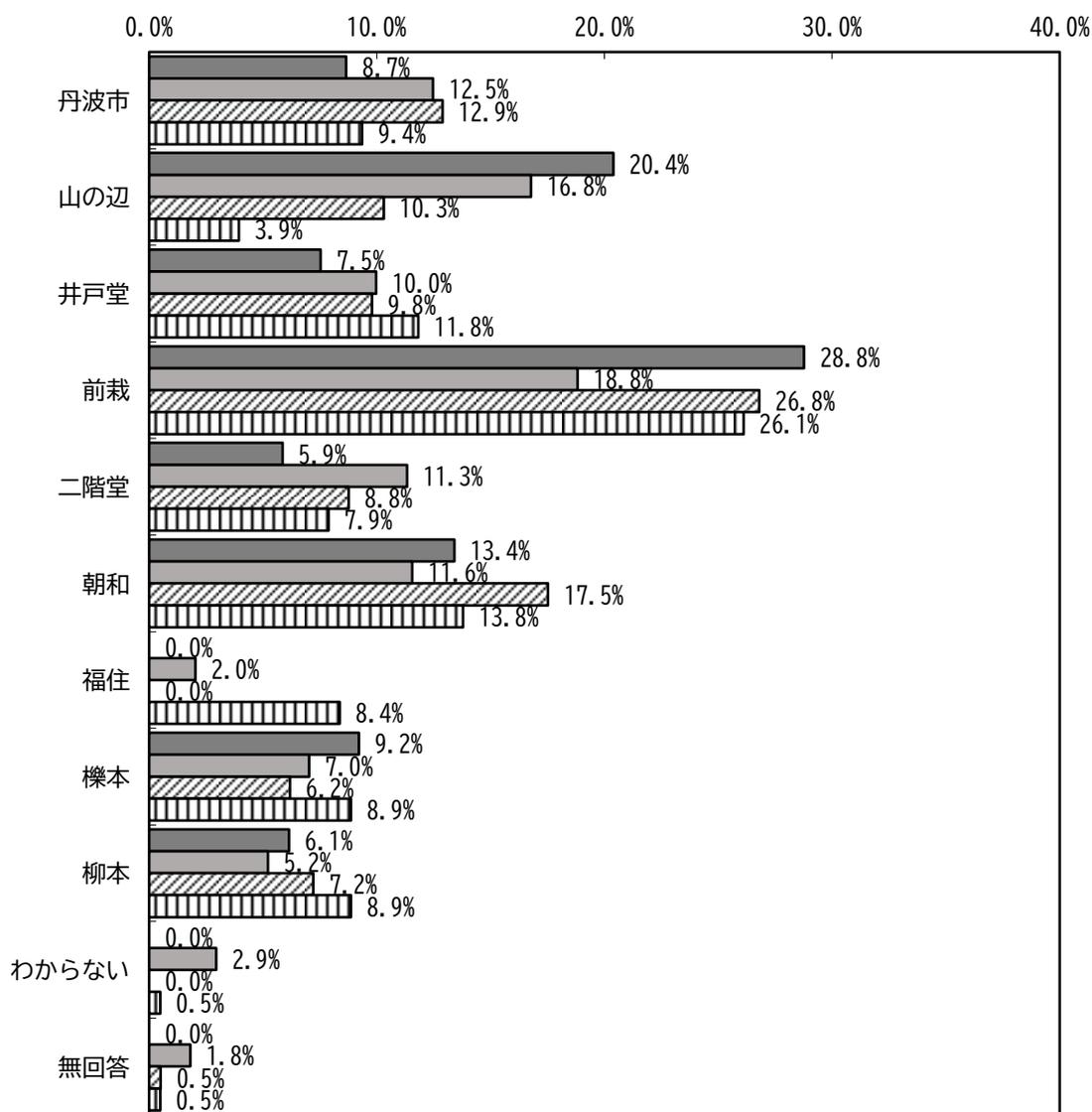
図表 家族構成



工. 学校区

小学校区をみると、就学前児童の家庭では「前栽」(28.8%)が最も多く、次いで「山の辺」(20.4%)、「朝和」(13.4%)となっています。小学生の家庭では「前栽」(26.8%)が最も多く、次いで「朝和」(17.5%)、「丹波市」(12.9%)となっています。

図表 小学校区



■就学前・今回(N=358) ■就学前・前回(N=441) ▨小学生・今回(N=194) ▩小学生・前回(N=203)

② 子育て環境について

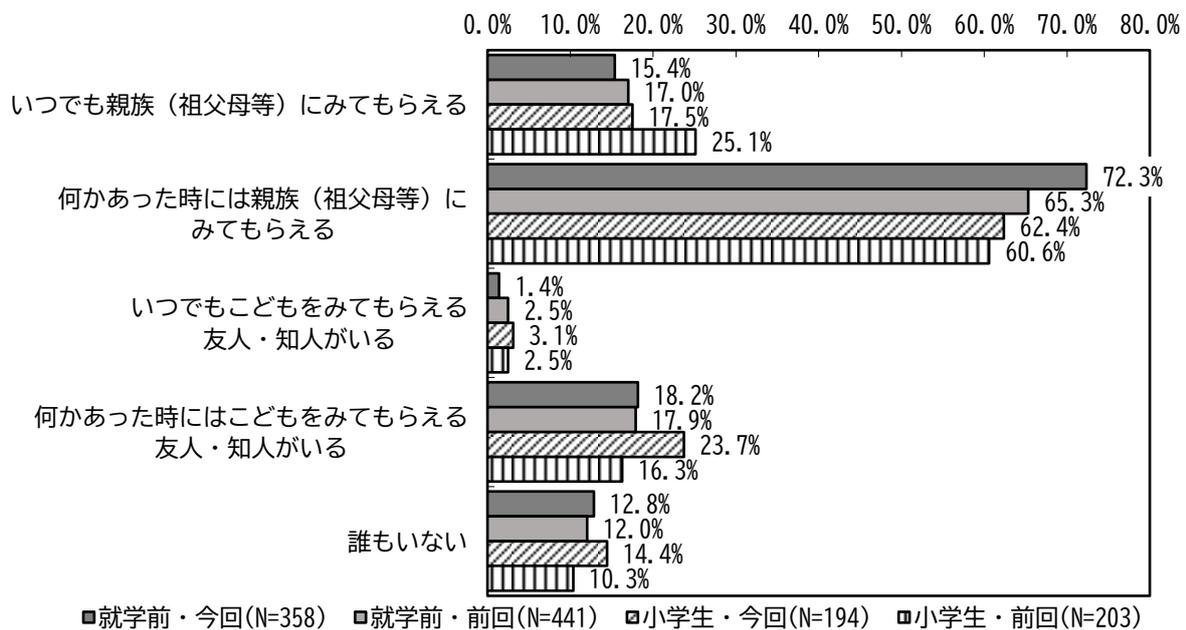
ア. 日頃、親族・知人にこどもをみてもらえるか

日頃、親族・知人にこどもをみてもらえるかをみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「何かあった時には親族（祖父母等）にみてもらえる」（72.3%、62.4%）が最も多く、次いで「何かあった時にはこどもをみてもらえる友人・知人がいる」（18.2%、23.7%）、となっています。

「誰もいない」は就学前児童の家庭で12.8%、小学生の家庭で14.4%となっています。

前回調査と比較すると、「いつでも親族（祖父母等）にみてもらえる」は就学前児童・小学生の家庭ともに前回（17.0%、25.1%）より少なくなっています。就学前児童の家庭では「何かあった時には親族（祖父母等）にみてもらえる」は前回（65.3%）より7.0ポイント多くなっています。

図表 日頃、親族・知人にこどもをみてもらえるか



子育て環境について

- 親族や知人による子育てのサポートが得られる環境の家庭がある一方で、孤立した状態で子育てをしている可能性がある家庭も存在しています。様々な機会をとらえて各家庭の育児環境を適切に把握し、情報提供や相談により必要な子育て支援につなげることが大切です。
- 何かあった時には親族（祖父母等）にみてもらえる環境は充実し、増加しているものの、いつでもみてもらえる親族（祖父母等）の比率は減少傾向にあり、フルタイムやパート・アルバイト等の就労を支援する体制が望まれます。
- 子育て世帯や子どもたちとの地域共生の視点をもちながら市域全体や校区、隣近所等様々な単位における子育て支援の在り方を検討していくことが重要です。

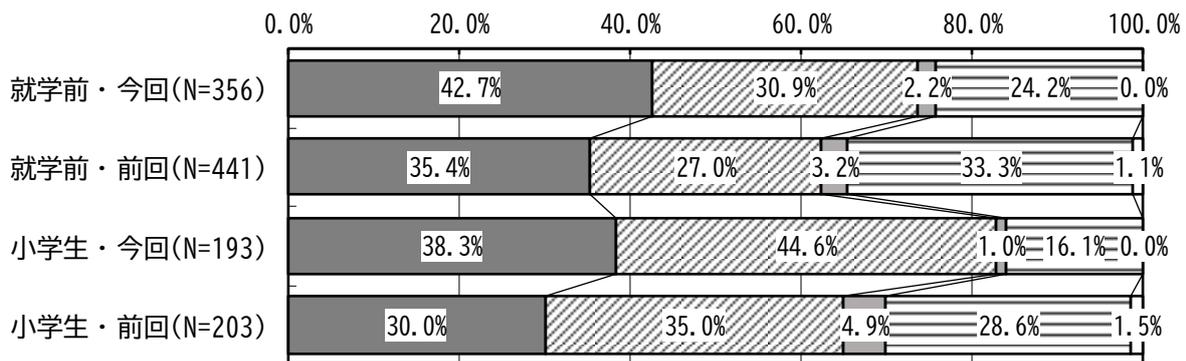
③ 保護者の就労状況について

ア. 母親の就労状況

保護者の就労状況をみると、就学前児童の母親では「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）」（42.7%）が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）」（30.9%）となっています。小学生の母親では、「パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）」（44.6%）が最も多く、次いで「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）」（38.3%）となっています。フルタイム、パート・アルバイト等に関わらず、現在就労している母親（「フルタイム」と「パート・アルバイト」の合計）は就学前児童の母親が73.6%、小学生の母親が82.9%となっています。

前回調査と比較すると就学前児童・小学生の母親ともにフルタイムが増加しており、就学前児童の母親では7.3ポイント、小学生では8.3ポイント多くなっています。また、現在就労している母親（「フルタイム」と「パート・アルバイト」の合計）は就学前児童の母親では前回（62.4%）より11.2ポイント、小学生では前回（65.0%）より17.9ポイント多くなっています。

図表 母親の就労状況



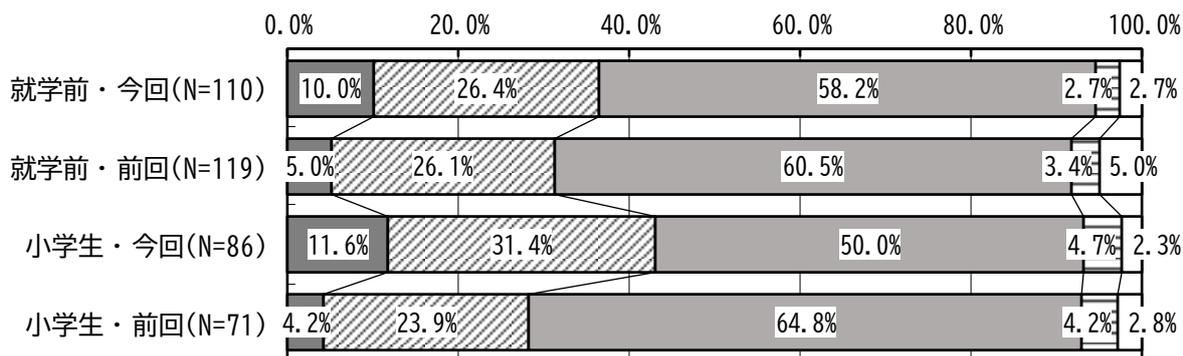
- フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）
- ▨パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）
- 現在、求職中である
- 就労していない
- 無回答

イ. パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望をみると、就学前児童の母親、小学生の母親ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」(58.2%、50.0%)が最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」(26.4%、31.4%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童・小学生の母親ともに「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が前回(5.0%、4.2%)より多くなっています。

図表 パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望



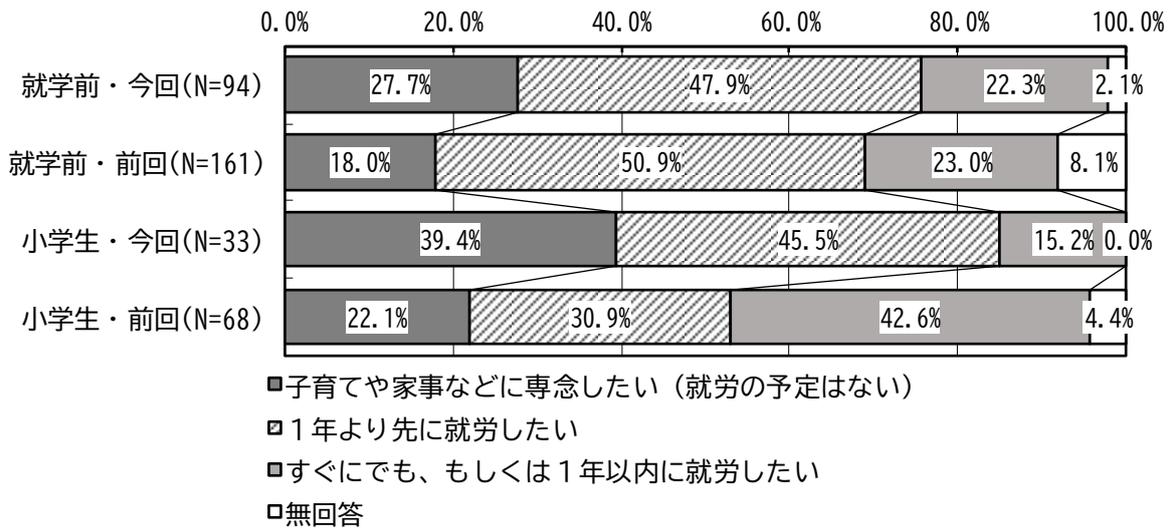
- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- ▨フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等の就労を続けることを希望
- ▣パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 無回答

ウ. 就労していない母親の就労希望

就労していない母親について、就労希望をみると、就学前児童の母親、小学生の母親ともに「1年より先に就労したい」(47.9%、45.5%)が最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(27.7%、39.4%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童・小学生の母親ともに「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が前回(18.0%、22.1%)より多くなっています。

図表 就労していない母親の就労希望



保護者の就労状況について

- 就学前児童・小学生の母親は、フルタイム、パート・アルバイト等で就労しており、前回調査に比べて増加しています。また、パート・アルバイト等ではフルタイムへの転換希望が増加していることから、今後、教育・保育施設の充実や就労中のこどもの預かりサービスの充実に対するニーズはますます高まっていくと考えられます。一方で、フルタイムへの転換を希望していながら、実現できる見込みがある人は1割程度と少ない状況もみられます。各家庭の子育ての状況に配慮し、保護者が希望する形態での就労を実現できるよう雇用機会の確保、就労環境の充実・支援が求められています。

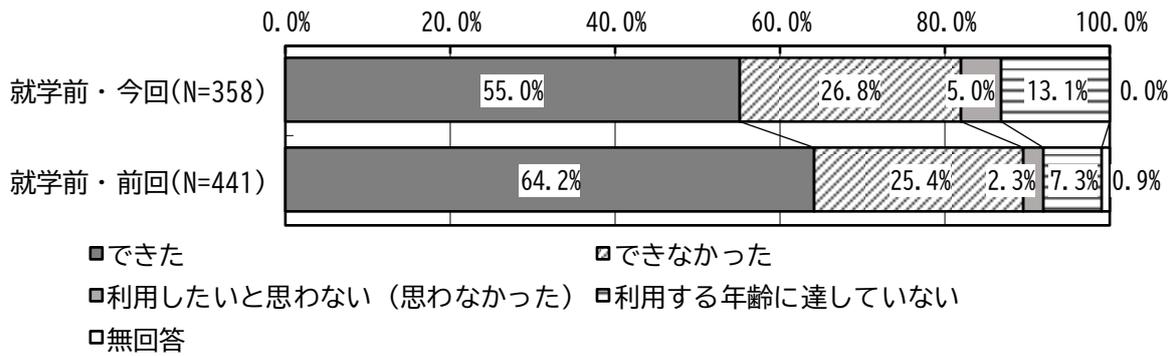
④ 就学前児童の定期的な教育・保育事業について

ア. 教育・保育事業を希望通り利用できたか

就学前児童について教育・保育事業を希望通り利用できたかをみると、「できた」が55.0%と最も多く、次いで「できなかった」(26.8%)となっています。

前回調査と比較すると、「できた」が前回(64.2)%より9.2ポイント少なくなっています。

図表 教育・保育事業を希望通り利用できたか(就学前児童)

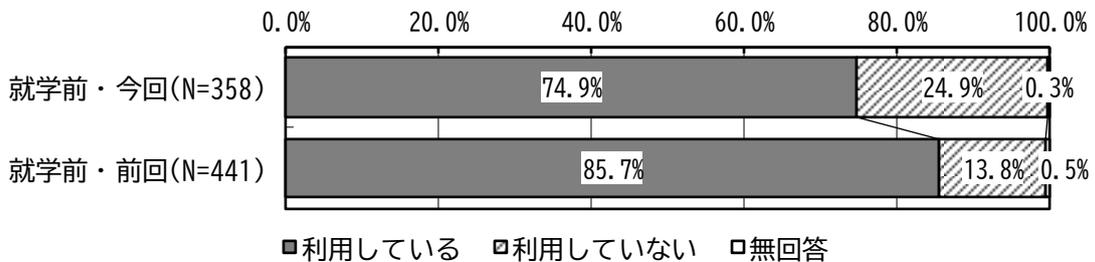


イ. 現在の教育・保育事業の利用状況

就学前児童について現在の教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」は74.9%となっています。

前回調査と比較すると、「利用している」は前回(85.7%)より10.8ポイント少なくなっています。

図表 現在の教育・保育事業の利用状況(就学前児童)

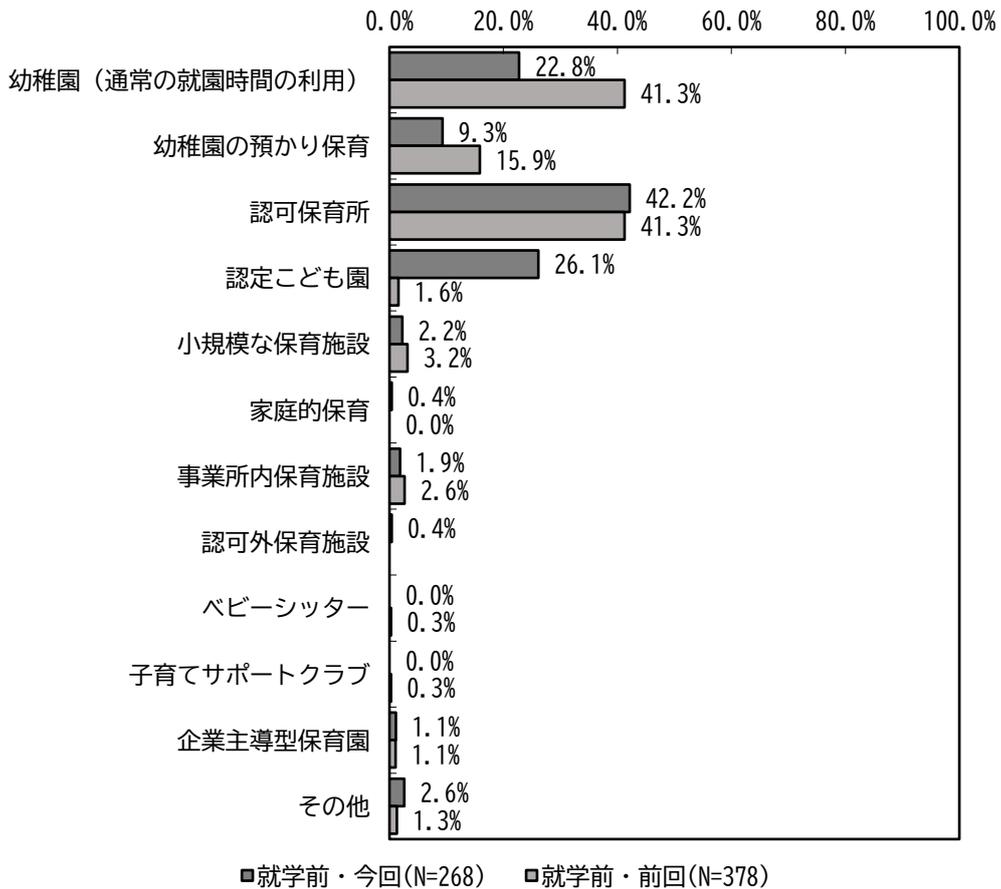


ウ. 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童について平日の定期的な教育・保育事業を利用している方について、その利用状況をみると、「認可保育所」(42.2%) が最も多く、次いで「認定こども園」(26.1%) となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」が前回(1.6%)より24.5ポイント多くなっている一方、「幼稚園」は前回(41.3%)より18.5ポイント少なくなっています。

図表 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況(就学前児童)



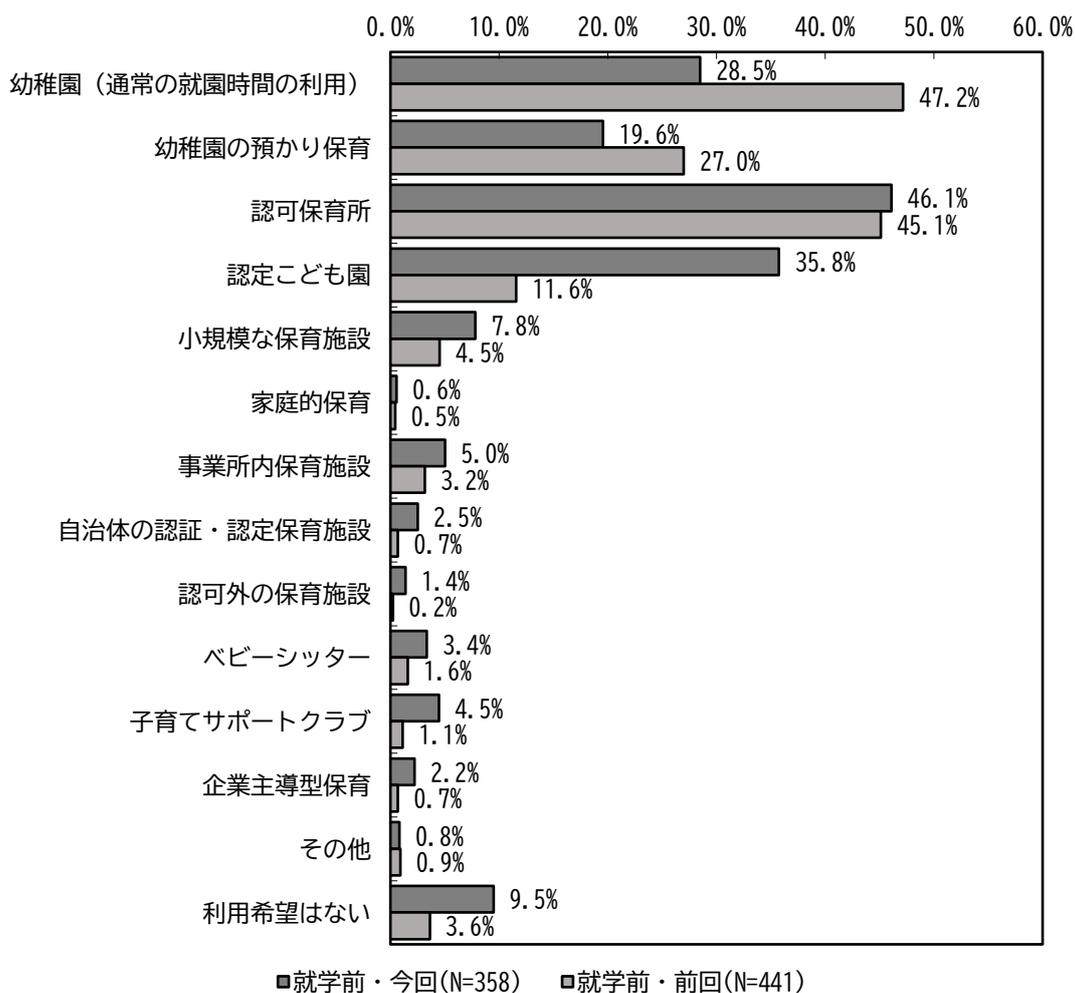
※選択肢「認可外保育施設」は今回のみ

エ. 今後定期的に利用したい教育・保育事業

就学前児童について今後定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「認可保育所」(46.1%)が最も多く、次いで「認定こども園」(35.8%)、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」(28.5%)となっています。

前回調査と比較すると、現在の利用状況と同様に「認定こども園」が前回(11.6%)より24.2ポイント多くなっている一方、「幼稚園」は前回(47.2%)より18.7ポイント少なくなっています。

図表 今後定期的に利用したい教育・保育事業(就学前児童)

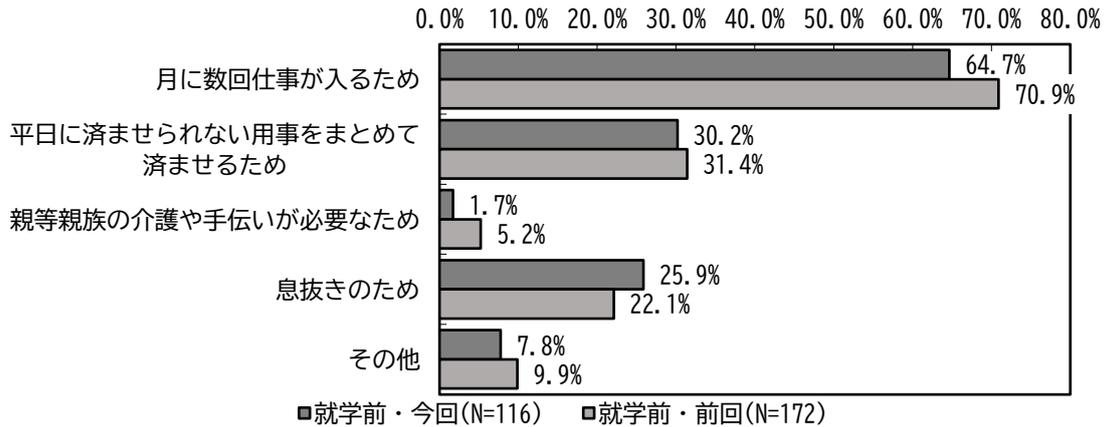


オ. ときどき教育・保育事業を利用したい理由

就学前児童のうち月に1～2回は土曜または日曜・祝日に教育・保育事業を利用したい方について、その理由をみると、「月に数回仕事が入るため」(64.7%)が最も多く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」(30.2%)、「息抜きのため」(25.9%)となっています。

前回調査と比較すると、「月に数回仕事が入るため」は前回(70.9%)より6.2ポイント少なくなっています。

図表 ときどき教育・保育事業を利用したい理由(就学前児童)



就学前児童の定期的な教育・保育事業について

- 教育・保育事業を希望通り利用できなかったという人が増加しています。また、ときどき教育・保育事業を利用したい理由として、「息抜きのため」が増えています。子育てに関するニーズを的確にとらえ、すべての親子が安心して教育・保育事業を利用できるよう提供対策の確保、相談支援体制の整備に努める必要があります。

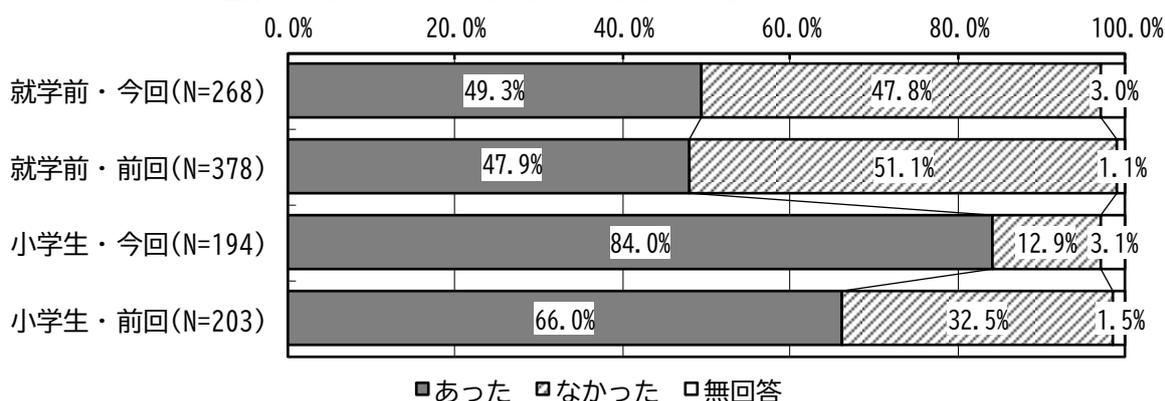
⑤ 病気の際の対応について

ア. 病児・病後児保育施設等に預けたいと思ったか

病気やケガで教育・保育事業や学校を休んだことがあるかをみると、「あった」は就学前児童は49.3%、小学生は84.0%となっています。

前回調査と比較すると、小学生は「あった」が前回（66.0%）より18.0ポイント多くなっています。

図表 病気やケガで教育・保育事業や学校を休んだこと



※病気やケガで教育・保育事業や学校を休んだことがあった人は就学前児童が49.3%、小学生は84.0%となっており、そのうち母親が休んで子どもをみた人は就学前児童が82.6%、小学生が73.6%、父親が休んで子どもをみた人は就学前児童が39.4%、小学生が16.0%となっています。

病気の際の対応について

- 就学前児童の母親の就労が増加していますが、子どもが病気やケガの際には、主に母親が休んで子どもをみています。病気やケガは急に生じることも多く、子どもの看護が理由の場合でも仕事を休むことに伴う困難は想像に難くありません。一方で、その場合、病児・病後児保育施設等に預けたいとは思わないが8割を超えています。その理由では、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」、「利用料がかかる・高い」が多くなっており、利用しやすい環境づくりや適切な情報提供、不安感の解消などが望まれます。

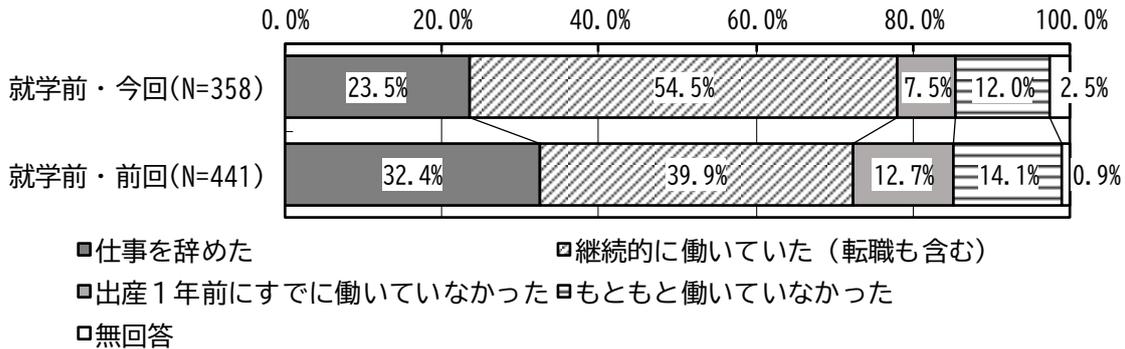
⑥ 仕事と子育ての両立支援制度について（就学前児童）

ア. 出産前後（前後それぞれ1年以内）の就労状況

就学前児童の保護者について出産前後（前後それぞれ1年以内）の就労状況をみると、「継続的に働いていた（転職も含む）」（54.5%）が最も多く、次いで「仕事を辞めた」（23.5%）となっています。

前回調査と比較すると、「継続的に働いていた（転職も含む）」は前回（39.9%）より14.6ポイント多くなっています。

図表 出産前後（前後それぞれ1年以内）の就労状況（就学前児童）

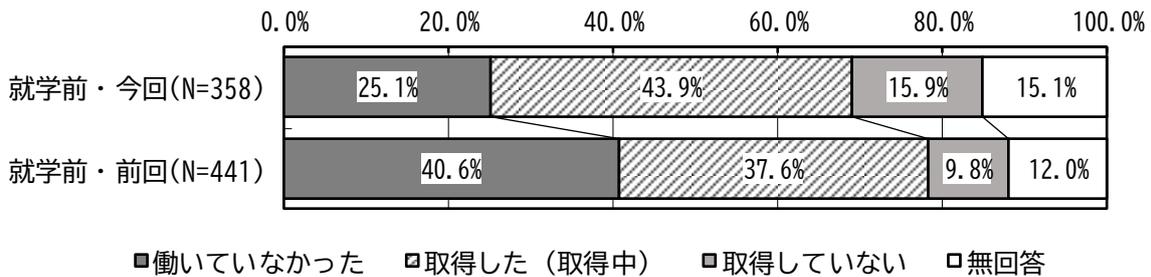


イ. 育児休業の取得状況（母親）

就学前児童の母親の育児休業の取得状況をみると、「取得した（取得中）」（43.9%）が最も多く、次いで「働いていなかった」（25.1%）、「取得していない」（15.9%）となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中）」は前回（37.6%）より6.3ポイント多くなっています。

図表 母親の育児休業の取得状況（就学前児童）



ウ. 職場復帰時期のこどもの年齢（実際と希望）（母親）

就学前児童の母親のうち、育児休業取得後、職場に復帰した人について実際の職場復帰時期のこどもの年齢をみると、「1歳0ヶ月」（26.2%）が最も多く、次いで「1歳0ヶ月超から1歳6ヶ月以内」（23.4%）、「1歳6ヶ月超から2歳0ヶ月以内」（15.9%）となっています。また、こどもが1歳を超えてから職場復帰した人は70.1%となっています。

希望の職場復帰時期のこどもの年齢をみると、「1歳0ヶ月」（29.9%）が最も多く、次いで「3歳0ヶ月超」（28.0%）、「1歳6ヶ月超から2歳0ヶ月以内」（17.8%）となっています。

また、こどもが1歳を超えてから職場復帰を希望する人は90.7%となっています。

前回調査と比較すると、こどもが1歳を超えてから職場復帰した人は前回(53.7%)より16.4ポイント多くなっています。

図表 母親の職場復帰時期のこどもの年齢（就学前児童）

	実際の期間・今回		実際の期間・前回		希望の期間・今回		希望の期間・前回	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
0歳3ヶ月以内	2	1.9%	3	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
0歳3ヶ月超から0歳6ヶ月以内	2	1.9%	14	10.4%	3	2.8%	4	3.0%
0歳6ヶ月超から0歳9ヶ月以内	10	9.3%	18	13.4%	3	2.8%	4	3.0%
0歳9ヶ月超から1歳0ヶ月未満	16	15.0%	25	18.7%	0	0.0%	9	6.7%
1歳0ヶ月	28	26.2%	34	25.4%	32	29.9%	49	36.6%
1歳0ヶ月超から1歳6ヶ月以内	25	23.4%	28	20.9%	14	13.1%	31	23.1%
1歳6ヶ月超から2歳0ヶ月以内	17	15.9%	5	3.7%	19	17.8%	12	9.0%
2歳0ヶ月超から3歳0ヶ月以内	4	3.7%	5	3.7%	2	1.9%	20	14.9%
3歳0ヶ月超	1	0.9%	0	0.0%	30	28.0%	1	0.7%
無回答	2	1.9%	2	1.5%	4	3.7%	4	3.0%
合計	107	100.0%	134	100.0%	107	100.0%	134	100.0%
1歳0ヶ月超（小計）	75	70.1%	72	53.7%	97	90.7%	113	84.3%

工. 希望する時期に職場復帰しなかった理由

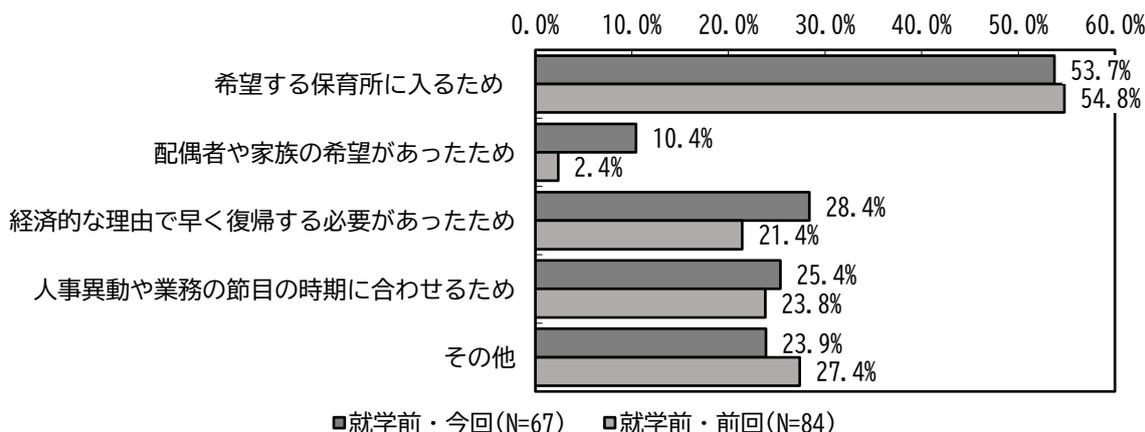
実際の職場復帰時期が希望より早かった人（67人）は62.6%となっています。

就学前児童について希望より早く職場に復帰した人の理由をみると、「希望する保育所に入るため」が53.7%で最も多く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」（28.4%）、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」（25.4%）となっています。

前回調査と比較すると、「配偶者や家族の希望があったため」が前回（2.4%）より8.0ポイント、「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」は前回（21.4%）より7.0ポイントそれぞれ多くなっています。

図表 希望する時期に職場復帰しなかった理由

（希望より早く職場復帰した母親）（就学前児童）

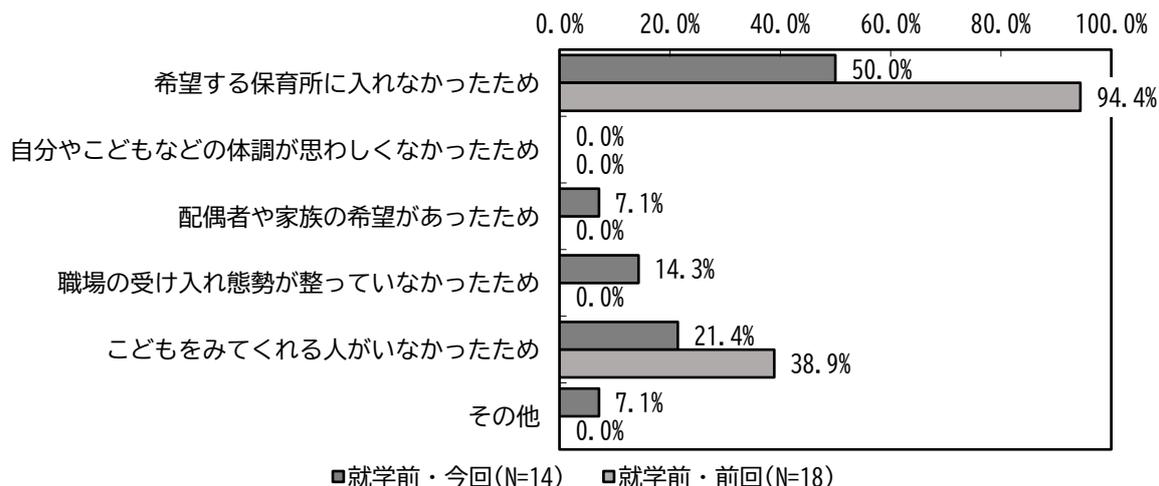


実際の職場復帰時期が希望より遅かった人（14人）は13.1%となっています。

就学前児童について希望より遅く職場に復帰した人の理由をみると、「希望する保育所に入れなかったため」（50.0%）が最も多く、次いで「こどもをみてくれる人がいなかったため」（21.4%）となっています。

前回調査と比較すると、「希望する保育所に入れなかったため」は前回（94.4%）より44.4ポイント少なく、大幅に減少しています。

図表 希望する時期に職場復帰しなかった理由
（希望より遅く復帰した母親）（就学前児童）



仕事と子育ての両立支援制度について

- 保育サービスの利用や保育所の入所に関する理由を背景として、仕事と子育ての両立の希望が実現できていない様子がうかがえます。また、就学前児童の母親の就労が増えている一方で、こどもをもつ女性の働き方が保育所への入所状況によって左右されている実態も表れています。子育て中の保護者が共に仕事と子育ての両立を実現することができるよう、教育・保育事業の提供体制の確保に努めるとともに、子育て中の従業員がより働きやすい職場環境づくりに向けて市内事業所に対して働きかけていくことも重要です。

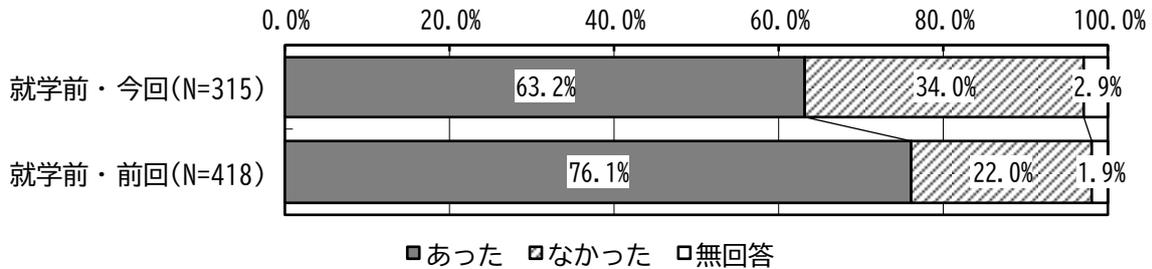
⑦ 母子の健康について（母親）

ア. 妊娠中にイライラしたり気持ちがふさいでしまう経験（就学前児童）

就学前児童の母親について、妊娠中にイライラしたり気持ちがふさいでしまう経験をみると、「あった」は63.2%となっています。

前回調査と比較すると、「あった」は前回（76.1%）より12.9ポイント少なくなっています。

図表 妊娠中にイライラしたり気持ちがふさいでしまう経験（就学前児童）

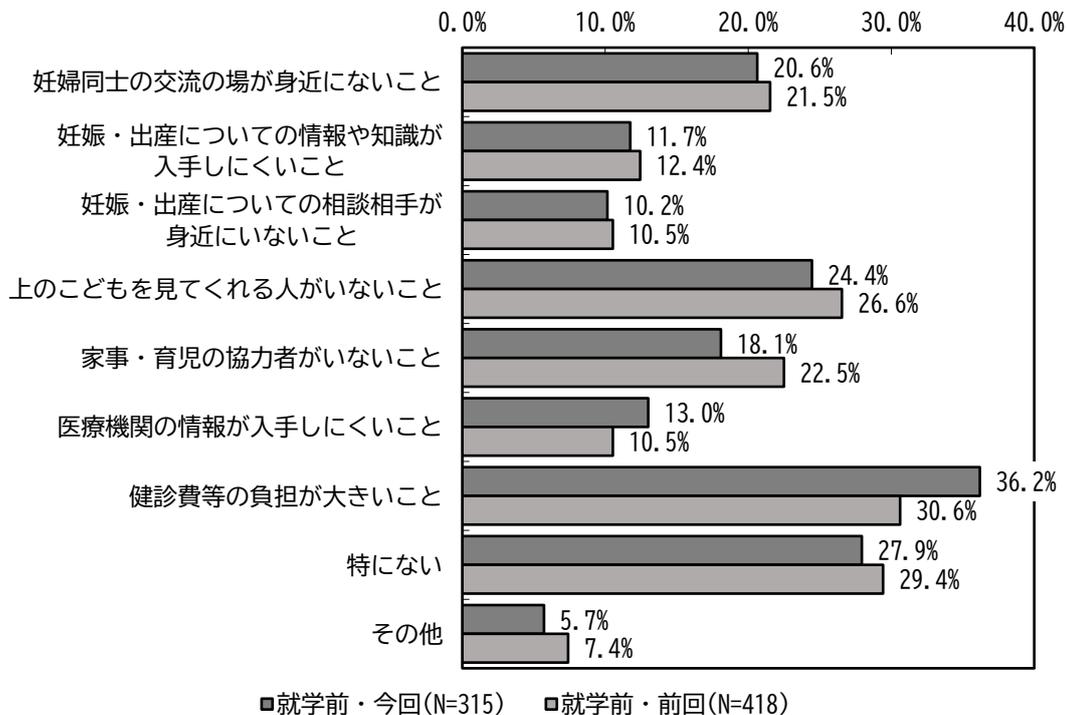


イ. 妊娠・出産について困ったこと（就学前児童）

就学前児童の母親について、妊娠・出産について困ったことをみると、「特にない」（27.9%）を除いて、「健診費用の負担が大きいこと」（36.2%）が最も多く、次いで「上のこどもを見てくれる人がいないこと」（24.4%）、「妊婦同士の交流の場が身近にないこと」（20.6%）となっています。

前回調査と比較すると、「健診費等の負担が大きいこと」は前回（30.6%）より5.6ポイント多くなっています。

図表 妊娠・出産について困ったこと（就学前児童）



母子の健康について

- 妊娠・出産について困ったことをみると、「健診費用の負担が大きいこと」が前回調査より増加しており、また子育てへの苦勞・不安でも経済面が理由に挙がっています。安心して妊娠、出産、子育てが実現できるよう切れ目のない支援が求められています。

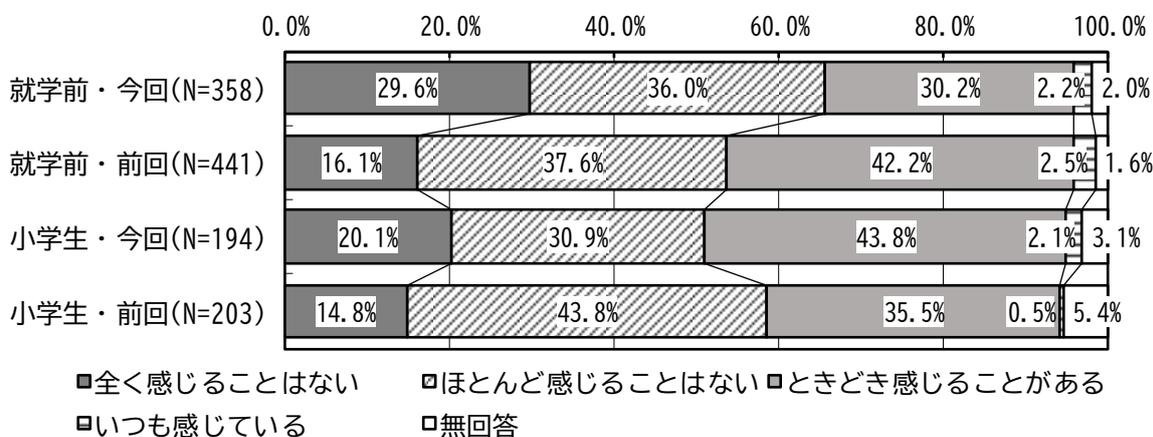
⑧ 子育てに関する考え方、意識について

ア. 虐待の不安を感じること

自身がしているしつけが虐待ではないかという不安をみると、就学前児童の家庭では「ほとんど感じることはない」が36.0%で最も多く、次いで「ときどき感じることもある」(30.2%)となっています。小学生の家庭では「ときどき感じることもある」が43.8%で最も多く、次いで「ほとんど感じることはない」(30.9%)となっています。「ときどき感じることもある」と「いつも感じている」を合わせると、虐待の不安を感じることは就学前児童が32.4%、小学生が45.9%となっています。

前回調査と比較すると、虐待の不安を感じることは就学前児童では前回(44.7%)より12.3ポイント少なく、小学生では前回(36.0%)より9.9ポイント多くなっています。

図表 虐待の不安を感じること

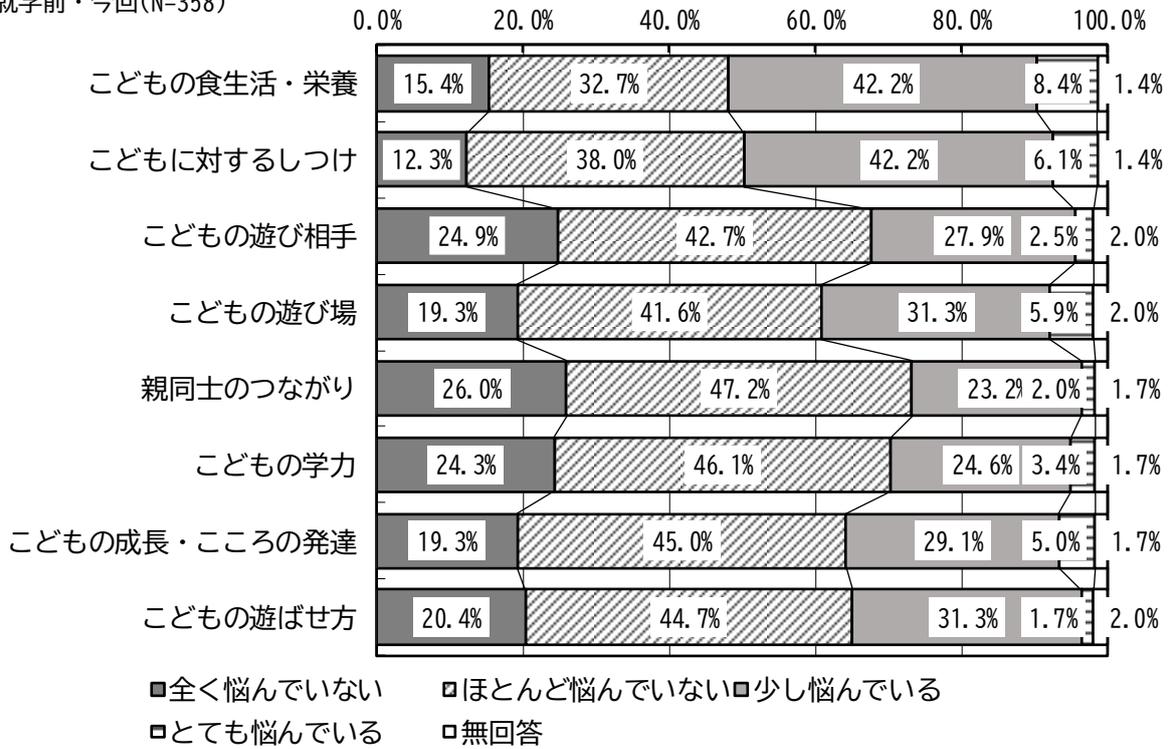


イ. 子育てに関する悩みの程度

就学前児童について子育てに関する悩みの程度をみると、悩んでいる人（「少し悩んでいる」と「とても悩んでいる」の合計）は「こどもの食生活・栄養」（50.6%）が最も多く、次いで「こどもに対するしつけ」（48.3%）、「こどもの遊び場」（37.2%）となっています。

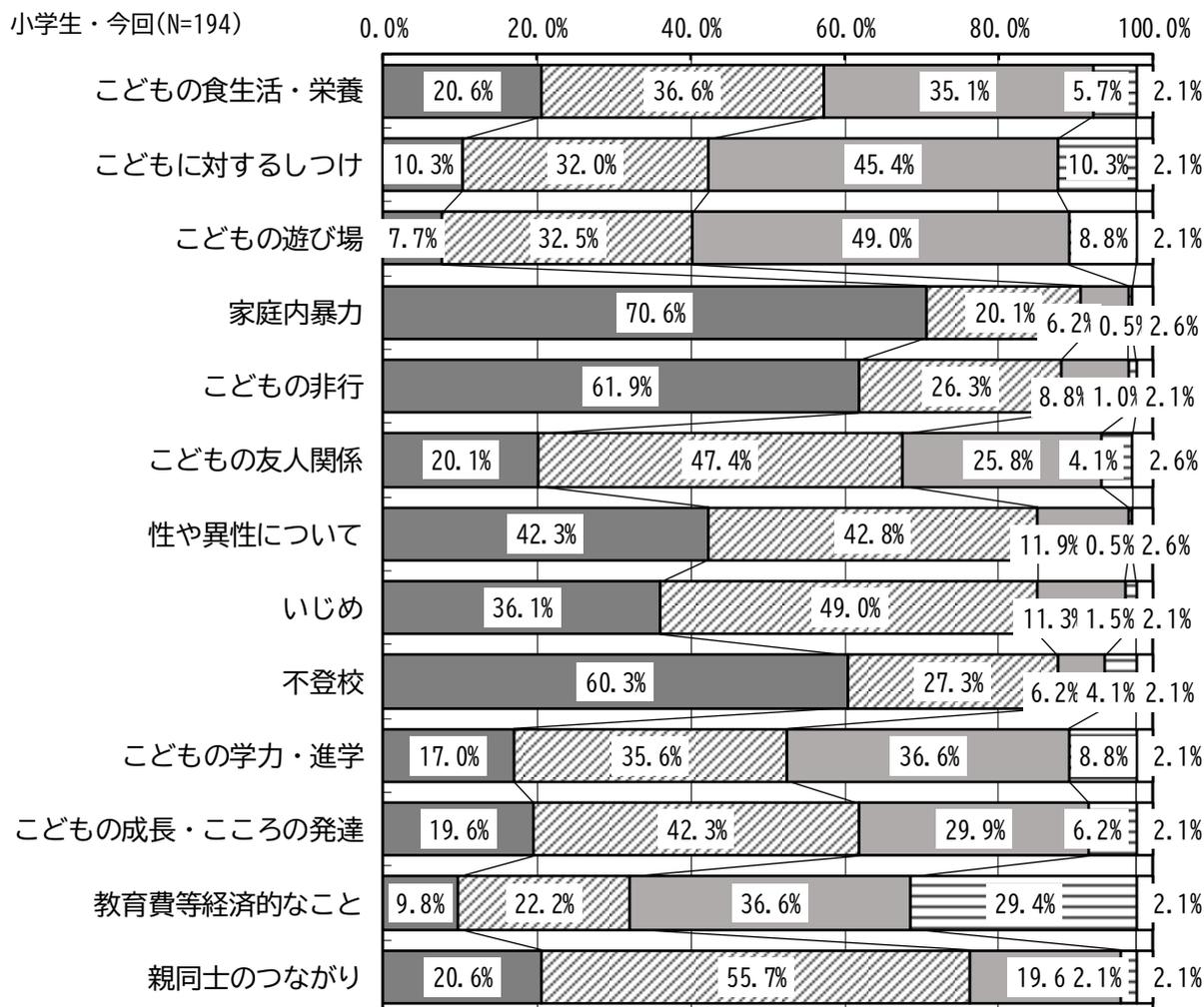
図表 悩みの程度（就学前児童）

就学前・今回(N=358)



小学生について子育てに関する悩みの程度をみると、悩んでいる人（「少し悩んでいる」と「とても悩んでいる」の合計）は、「教育費等経済的なこと」（66.0%）が最も多く、次いで「こどもの遊び場」（57.8%）、「こどもに対するしつけ」（55.7%）となっています。また、「教育費等経済的なこと」では「とても悩んでいる」が29.4%となっています。

図表 悩みの程度（小学生）

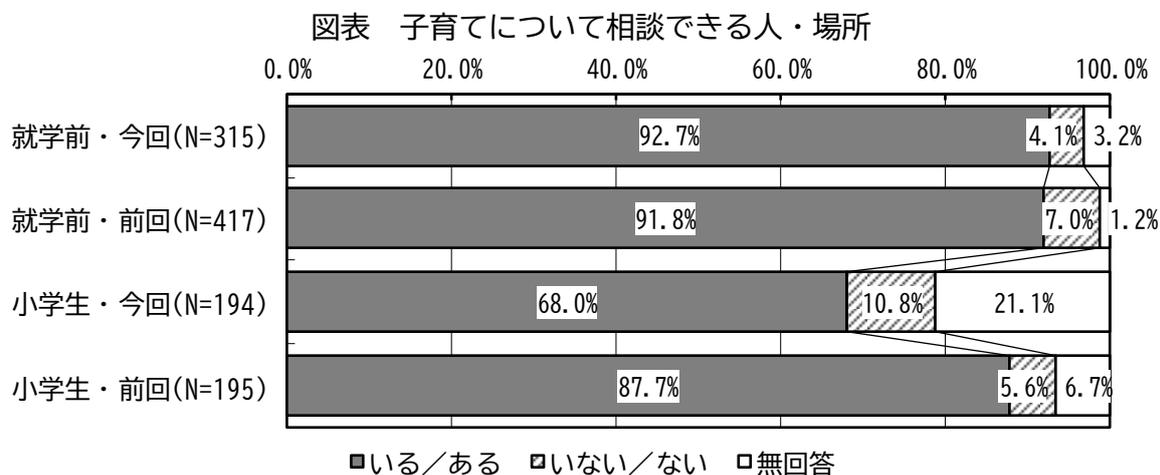


■全く悩んでいない □ほとんど悩んでいない □少し悩んでいる □とても悩んでいる □無回答

ウ. 子育てについて相談できる人・場所

子育てについて相談できる人・場所をみると、「いる/ある」は就学前児童が92.7%、小学生が68.0%となっています。

前回調査と比較すると、小学生では「いない/ない」が前回（5.6%）より5.2ポイント多くなっています。

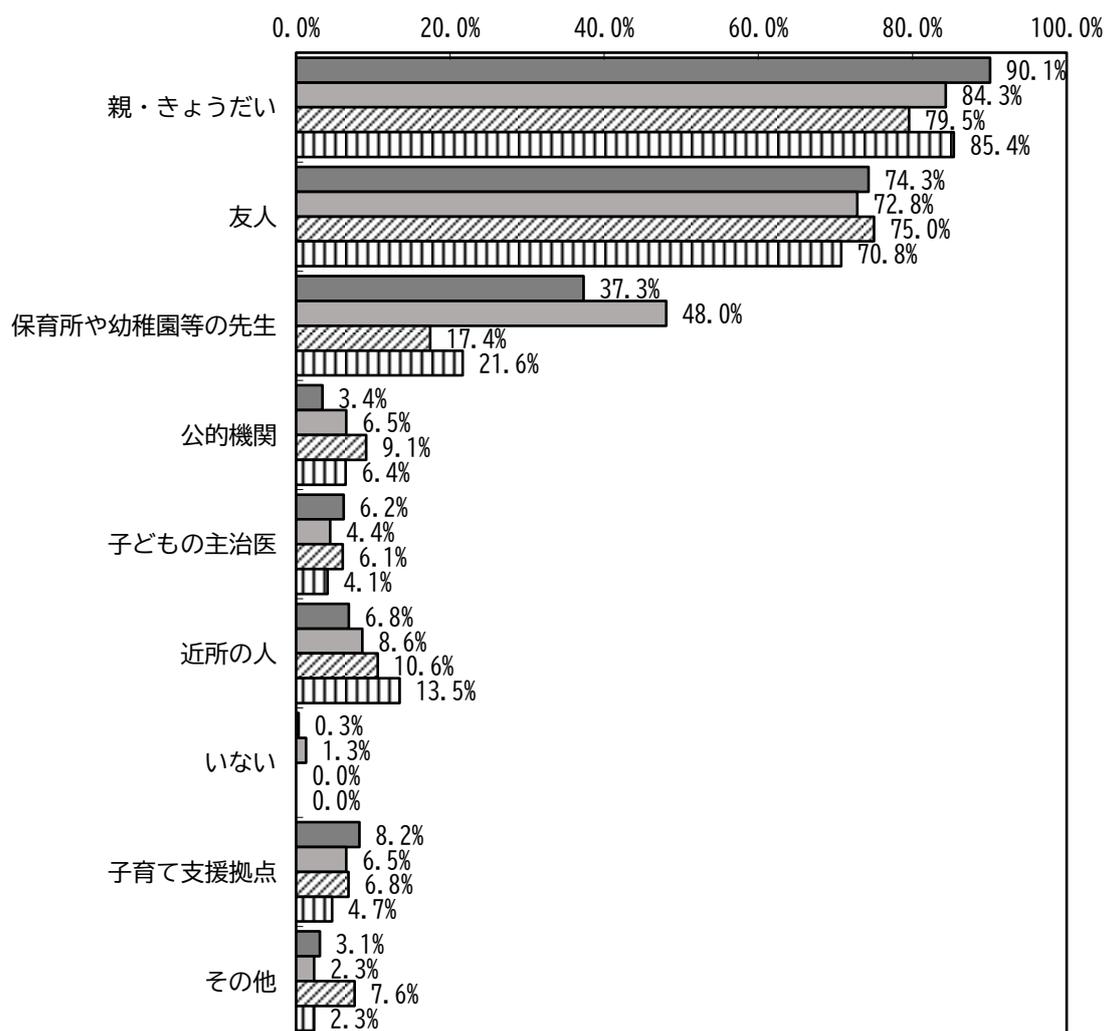


エ. 子育てで配偶者以外に相談できる相手

子育てについて相談できる人・場所が「いる/ある」と回答した人について、配偶者以外に相談できる相手をみると、就学前児童・小学生の家庭ともに「親・きょうだい」（90.1%、79.5%）が最も多く、次いで「友人」（74.3%、75.0%）となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童で「保育所や幼稚園等の先生」が前回（48.0%）より10ポイント以上少なくなっています。

図表 子育てで配偶者以外に相談できる相手



■就学前・今回(N=292) □就学前・前回(N=383) ▨小学生・今回(N=132) ▩小学生・前回(N=171)

子育てに関する考え方、意識について

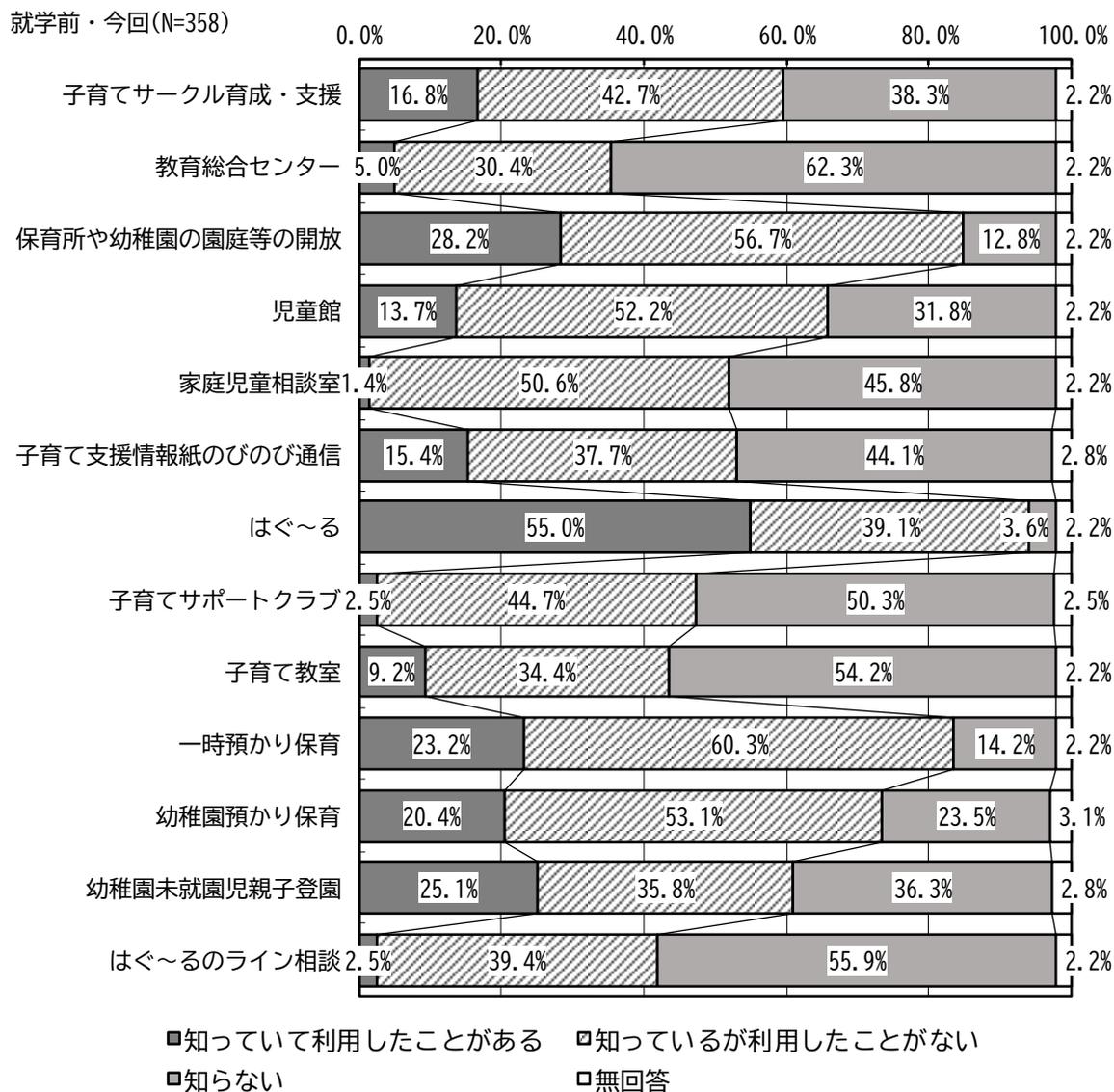
- 虐待の不安を感じることがある人は就学前児童の保護者が 32.4%、小学生の保護者が 45.9%となっています。前回調査より小学生の保護者では9.9ポイント多くなっています。具体的には、こどもを怒鳴ってしまう、強い口調で叱ってしまう、こどもを叩いてしまうことなどに不安を感じる保護者が多くなっています。また、こどものしつけについて悩んでいる保護者も5割程度と多いことから、「しつけ」か「虐待」の狭間で悩んでいる保護者は多いと考えられます。
- 子育てについて相談できる人・場所が「いる／ある」という人が就学前児童では 92.7%、小学生では 68.0%となっていますが、「いない／ない」という人も数%～10%程度います。相談相手は親族や知人・友人が圧倒的に多いですが、公的機関をはじめとする様々な窓口で子育てに関する悩みや不安の相談に応じていることを周知し、困りごとを抱える人の早期発見・早期支援につなげていくことが大切です。

⑨ 子育て支援サービス全体について

ア. 子育て支援サービスの認知度・利用状況

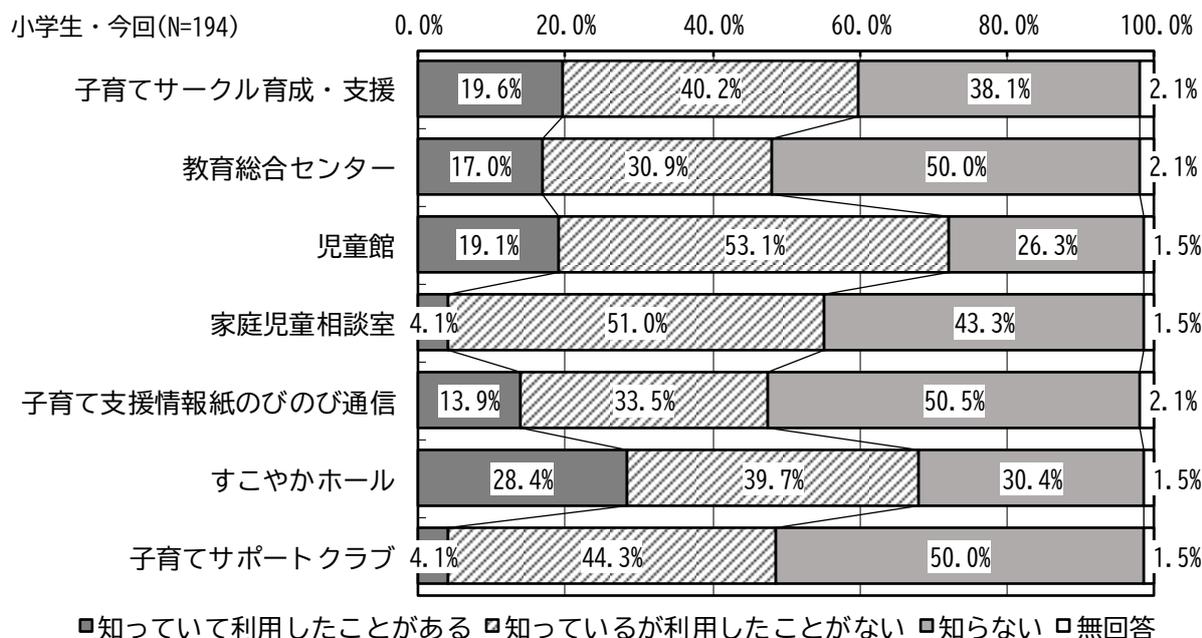
就学前児童について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「はぐ〜る」では「知っているが利用したことがある」が55.0%で最も多く、それ以外の子育て支援サービスでは「知っているが利用したことがない」または「知らない」が最も多くなっています。なお、「教育総合センター」、「子育てサポートクラブ」、「子育て教室」、「はぐ〜るのライン相談」は「知らない」が5割以上となっています。

図表 子育て支援サービスの認知度・利用状況（就学前児童）



小学生について子育て支援サービスの認知度・利用状況をみると、「子育てサークル育成・支援」、「児童館」、「家庭児童相談室」、「すこやかホール」では「知っているが利用したことがない」、「教育総合センター」、「子育て支援情報紙のびのび通信」、「子育てサポートクラブ」では「知らない」がそれぞれ最も多くなっています。また、「知っているが利用したことがある」が最も多いのは「すこやかホール」(28.4%)となっています。

図表 子育て支援サービスの認知度・利用状況 (小学生)



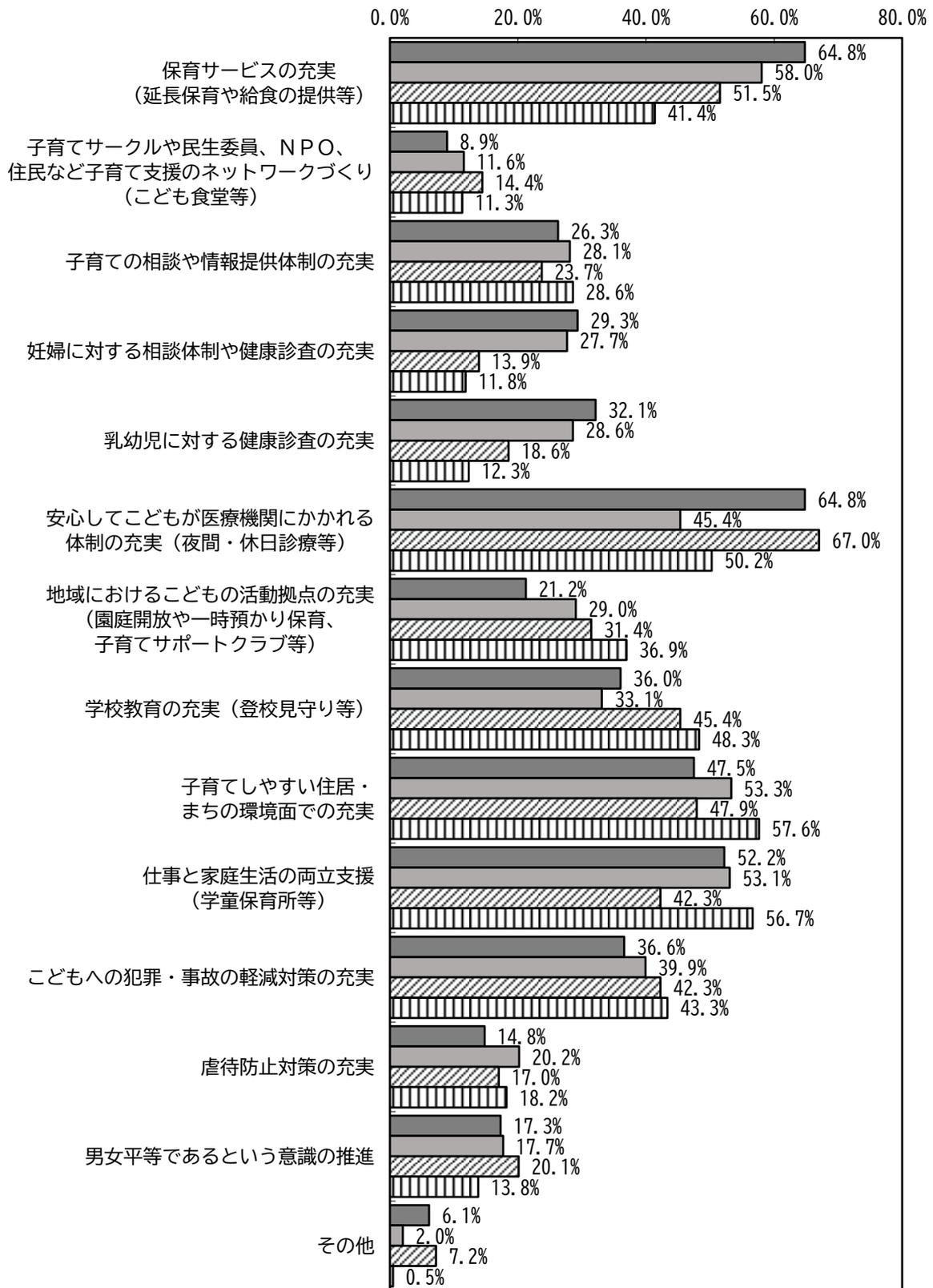
イ. 必要な子育て支援策

必要な子育て支援策をみると、就学前児童は「保育サービスの充実」と「安心してこどもが医療機関にかかれる体制の充実(夜間・休日診療等)」(ともに64.8%)が最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立支援(学童保育所等)」(52.2%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(47.5%)となっています。

小学生は「安心してこどもが医療機関にかかれる体制の充実(夜間・休日診療等)」(67.0%)が最も多く、次いで「保育サービスの充実」(51.5%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(47.9%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童、小学生ともに「安心してこどもが医療機関にかかれる体制の充実」は前回(45.4%、50.2%)より15ポイント以上多くなっています。また、小学生では「仕事と家庭生活の両立支援」が前回(56.7%)より14.4ポイント少なくなっています。

図表 必要な子育て支援策



■就学前・今回(N=358) □就学前・前回(N=441) ▨小学生・今回(N=194) ▩小学生・前回(N=203)

子育て支援サービス全体について

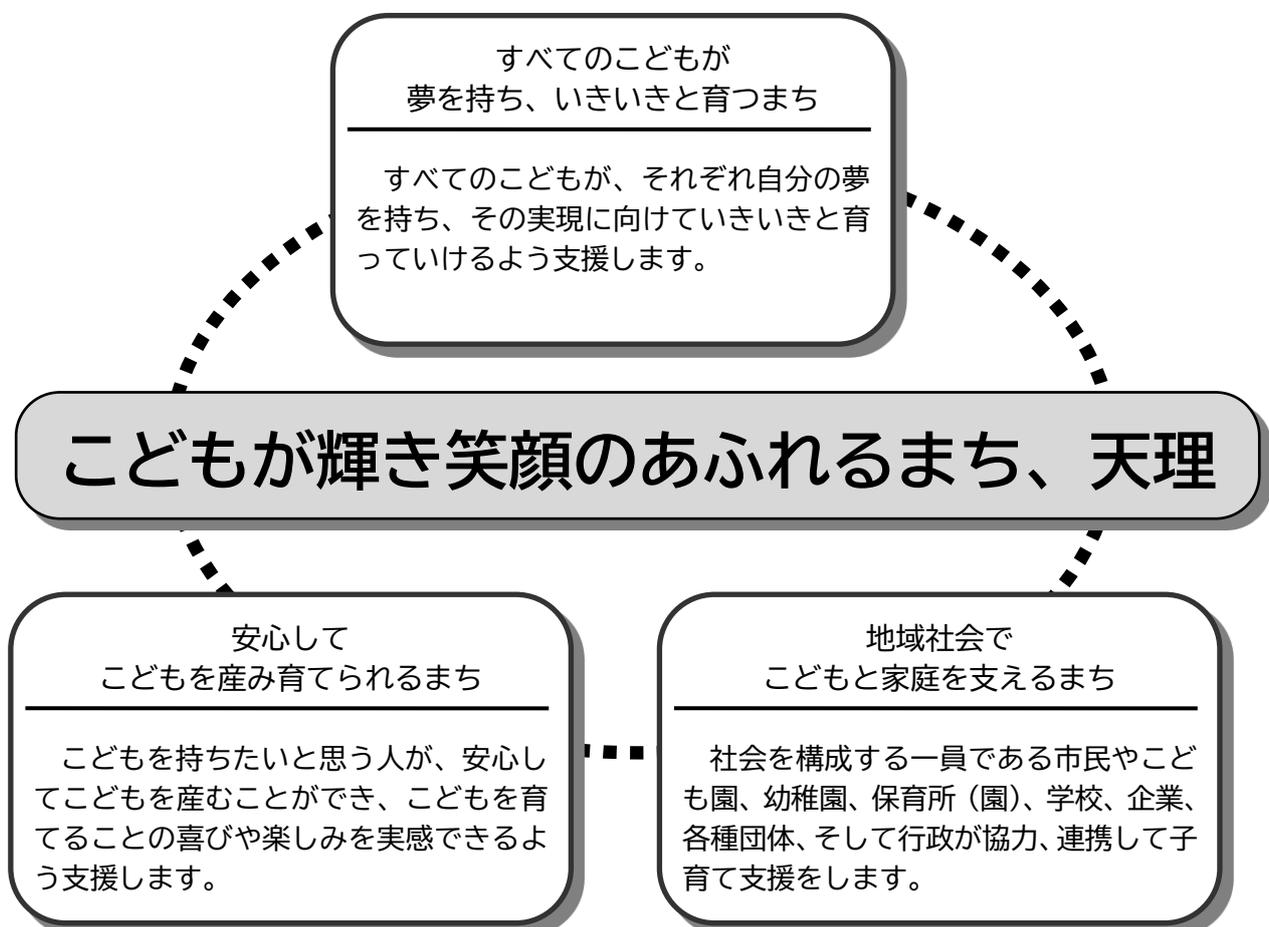
- 子育て支援サービスは「はぐ～る」を除いて、認知度・利用状況とも低く、目的や意義、役割等に関する情報を的確にわかりやすく工夫して発信し、親子が安心して利用できる、また利用したくなる環境を整える必要があります。
- 子育て支援サービスの充実と提供体制の確保に努めるとともに、それらが気軽に安心して利用できるような環境を、行政をはじめとする関係機関と家庭、学校・園、事業所、地域等の協働により築いていくことが大切です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画では、「子ども・子育て支援」の目的を、目まぐるしく変容する社会情勢や価値観のなか、子どもや若者の最善の利益の実現のため、地域や社会が子どもや保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることと考えます。また、保護者の自己肯定感を育み、親としての成長を支え、子どもと真摯に向き合う日々のなかで子育てに喜びや生きがいを感じることができる環境を整えていくことも重要です。

本計画では、家族の在り方や家族を取り巻く環境が多様化しているなか、子ども・子育て支援により、天理市の子どもたちが、安心安全のなか自分の意見や夢を持っていきいきと成長できるようにするとともに、子どもを産み育てたいと思う市民が安心して子育てできるよう、また育児や就労等の希望に添えるように地域社会が一体となっていくまち、天理市をめざします。また、子どもを養育している人に必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会の実現をめざします。



2. 計画策定における基本的な視点

視点 1

「こどもまんなか社会」が実現される社会をめざします。

「こどもまんなか社会」とは、こどもや若者の視点に立ち、こどもにとって最善の利益を第一に考え、こどもたちの意見や声が尊重され、反映される社会です。天理市では、「こどもまんなか社会」の実現のために、令和5年9月1日、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、こどもまんなか応援サポーターに就任しました。

こども・若者の健やかな成長のために、こども・若者のウェルビーイングを促進・保障すること及びこども・若者が持つあらゆる権利や可能性を保障することは、天理市をはじめ社会全体としての責務であるため、その実現を通じて持続的発展を可能とする社会を目指します。

視点 2

一人ひとりのこどものすこやかな育ちを等しく保障します。

障害、疾病、虐待、貧困等の社会的な支援の必要性が高いこどもやその家族を含め、すべてのこどもや子育て家庭を対象とし、必要な場合において、こどもに対する適切な措置を講じることにより、一人ひとりのこどもの良質な生育環境を確保し、すべてのこども・若者が幸せな状態における成長を等しく保障します。

視点 3

子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

こどものすこやかな育ちと子育てを支えることは、こどもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の天理市の担い手を育てることでもあり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。また、家庭、企業や地域社会、子育てを終えた方や子育てをしていない方も含めて、皆が参加して、こども・若者や子育てをめぐる問題は天理市の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族を大事にするよう、それぞれが協力して役割を果たすことが求められています。

視点 4

こどもを生き育てたいと思うすべての人が安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会をめざします。

子育て当事者が、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと保護者の幸せには欠かせません。周囲の様々な支援を受けながら親として成長していけるように、こどもと子育て家庭に寄り添った支援が必要です。

3. こどもの育ちと子育てに関する理念

(1) こどもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を持っています。発達とは、自然な心身の成長に伴い能動性を発揮して周囲の環境と関わり合うなかで、生活に必要な能力、態度等を獲得する過程といえます。

このため、乳児期における十分な愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することは、社会全体の責任であると考えます。

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する。」という基本的認識を前提とし、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援を行う必要があります。

子育てとは本来、こどもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する姿に感動し、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいを楽しむ尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を行うことであると考えます。

4. 本計画の構想（天理っ子すくすくプラン行動計画の継承）

(1) こどもの人権擁護の推進

- 親、地域、行政等のあらゆる分野において、こどもの人権を保障します。
- こどもも大人も人権について話し合い、お互いの声に耳を傾け、人権を尊重します。
- 一人の市民として尊重され、笑顔が輝くこどもの育成をめざします。
- 児童福祉法や児童虐待防止法を踏まえ関係機関と連携し、虐待を未然に防ぐための見守り体制を強化します。
- こどもは地域の宝であり、教育・保育の関係者だけでなく、すべての大人が子育てに関心を持ちます。
- こどもから若者へと成長する過程で様々な悩みや葛藤を経験しながら社会的に自立した大人となり、「人間」関係を大切に、他者や社会とともに生きる力を育みます。

(2) 子育て支援サービスの充実

- 子育て中の親やこれからこどもを産み育てる人も、相談・助言・指導・支援をいつでも受けることができる環境を整えます。
- 子育てをすることにより親も共に育ち、親をはじめとする大人がこどもを大切な宝と思えるように、相談体制の強化や講座等の実施により親としての成長を支援します。
- 子育て支援サービスのニーズの高まりを踏まえ、こども園、幼稚園、保育所（園）等の受け入れ状況などにも配慮しつつ対応を進めます。

(3) 保健医療体制の充実

- 妊娠・出産の安全性の確保に向けて、健康診査の機会や相談支援の充実をめざします。
- こどもの健康な成長発達を促すために、成人に至るまで日常的な生活の場（幼稚園、保育所（園）、学校）と保健医療体制等の連携を図り、発達段階に応じて一貫した相談・支援体制の構築をめざします。
- 親子の健康に関する正しい知識の習得と健康増進につなげるため、食生活や睡眠等の健康な生活習慣と疾病予防を自主的に進められるよう指導や情報提供等を行います。

(4) 仕事と子育て両立のための環境整備

- 仕事と子育ての両立を希望する人の思いに応えることができるよう、関係機関や企業と連携し仕事と子育ての調和という観点からの社会資源の活用や、家庭や職場における理解、協力を促し、夫婦がともに子育てを楽しみ積極的に働き続けることができる環境をめざします。

(5) 地域でこどもがすこやかに育つ環境づくり

- 地域社会全体に子育ての輪をひろげ、近隣の大人の一人ひとりがこどもと家庭を地域で支え育てる意識づくりや環境づくりを進めます。

(6) しなやかさを育む教育の推進

- 社会の変化に主体的に対応できるこどもの育成を図るために、学校・家庭・地域が協働して「自己肯定感・自己有用感」、「コミュニケーション力」、「計画性・楽観性」、「SOSを出せる力・サポートを受ける力」を育む教育を推進します。
- 持続可能な未来社会の実現に向け、こどもが主体的に社会参画し、豊かに生きるために必要な力をどのように育むかを常に問い直す教育を目指します。

(7) 障害のあるこどもの自立と支援

- 障害のあるこどもや療育支援の必要なこども及び家族が、地域の偏見や差別を受けずにともに生活できるようノーマライゼーションの理念や考えに基づいて、地域住民と交流しながら可能な限り地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。
- 心のバリアフリー化を含めた社会的な自立と生活の質（QOL）の向上をめざした支援を行います。
- 乳幼児から学校卒業までを見通して、保育所（園）や幼稚園における支援と小学校や特別支援学校での支援をつなげていきます。
- 教育・福祉・保健・医療関係・労働等の機関が互いに連携し、本市における特別支援教育の充実をめざします。

(8) 男女共同参画社会における子育て支援の推進

- 子育てにおける家庭の責任を男女がともに担うことが重要であり、男女の人権尊重という観点の子育て支援として、あらゆる年齢階層の男女がともに男女共同参画を推進できるような教育・講座・啓発活動の充実を図ります。
- 子育て中の女性が母親としての役割だけでなく、将来のキャリア復帰を見据えることができるような支援事業の実施を図ります。
- ひとり親家庭やDV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者等で、こどもの養育に不安を抱えている方の経済的・社会的自立を促す支援の充実を図ります。

第4章 事業計画の具体的な取組

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定の考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域に教育・保育提供区域を設定する必要があります。この教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じた供給の区域設定をすることが基本とされており、その中でも地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえることが必要とされています。

(2) 本市の教育・保育提供区域の設定

- 教育・保育提供区域は、市全体を供給体制の整備の目安としますが、サービスによっては地域ごとに整備する事業もあることから、地域の実情に合わせた整備を促進します。
- 教育・保育施設、地域型保育事業の整備は交通機関の利便性や局所的な子育て家庭の増減等を考慮して、優先的かつ戦略的にピンポイントで進めます。
- 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域のため通学区とは異なります。公立幼稚園及び認定こども園（教育部分）については、一部を除き、園区制となっています。

表 教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、 幼保連携型認定こども園	整備の範囲の目安は市全体として優先的かつ戦略的にピンポイントで整備を進めていきます。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、 居宅訪問型保育、事業所内保育	

2. 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要

- 市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出にあたっては、手引き書やアンケート調査票の雛形、推計のためのワークシートが国から提供されており、各市独自事項を勘案しつつも、全国ほぼすべての自治体で同様の方法が用いられています。
- 下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業		対象児童年齢	提供区域
1	1号認定 幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望しているこども	3～5歳	-
2	2号認定 教育ニーズ 保育の必要性の認定を受け、幼稚園または認定こども園(教育部分)を希望しているこども	3～5歳	-
		保育ニーズ 保育所または認定こども園(保育部分)を希望しているこども	3～5歳
3	3号認定 保育所、認定こども園(保育部分)や地域型保育事業等を希望しているこども	0歳、1・2歳	-
4	時間外保育事業	0～5歳	市全体
5	学童保育所(放課後児童健全育成事業)	1～6年生	小学校区
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライト別)	対象は0～18歳 需要量は0～5歳	市全体
7	地域子育て支援拠点事業	0～5歳	市全体
8	一時預かり事業 ・一時預かり事業(幼稚園型) ・一時預かり事業(幼稚園型を除く)	3～5歳 0～5歳	市全体
9	地域子ども・子育て支援事業の一部 病児保育事業	対象は0～5歳、1～6年生 需要量は0～5歳	市全体
10	子育てサポートクラブ(ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、1～6年生	市全体
11	利用者支援事業	0～5歳、1～6年生	市全体
12	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳	市全体
13	児童育成支援拠点事業	6～17歳	市全体
14	親子関係形成支援事業	0～17歳	市全体
15	妊婦等包括相談支援事業		市全体
16	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳6か月から満3歳未満	市全体
17	産後ケア事業		市全体

3. 需要量の算出方法の概要

● 需要量の算出手順

手順1：潜在家庭類型の設定

潜在家庭類型とは母親の就労希望（無業からの就労予定、パートからフルタイムへの転換、1年以内の転換など）による家庭類型の移動を加味したものです。

表 家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (幼稚園よりも保育所系のサービスを希望している人)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (保育所よりも幼稚園を希望している人)
タイプD	専業主婦 (夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (幼稚園よりも保育所系のサービスを希望している人)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (保育所よりも幼稚園を希望している人)
タイプF	無業×無業

手順2：サービス別の需要量の算出

潜在家庭類型ごとに家庭類型別児童数を推計し、その家庭類型別児童数に各サービスの利用意向（利用意向率等）を勘案しています。

$$\begin{aligned} & \text{「推計児童数 (人)」} \times \text{「潜在家庭類型 (割合)」} = \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \\ & \text{「家庭類型別児童数 (人)」} \times \text{「利用意向 (利用意向率等)」} \\ & = \text{「量の見込み (実人数または延べ人数)」} \end{aligned}$$

4. 認定区分について

子ども・子育て支援制度では、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設を利用する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要があります。認定区分と利用できる施設の種類の種類は以下の通りとなっています。

表 支給認定区分

区分		対象	該当する施設
3～5歳	1号認定 (教育標準 時間認定)	専業主婦（夫）家庭や短時間就労家庭	幼稚園、認定こども園 (教育部分)
	2号認定 (教育ニーズ)	保育の必要性があり、学校教育の利用を希望している家庭	幼稚園、認定こども園 (教育部分)
	2号認定 (保育ニーズ)	保育の必要性があり、保育所または認定こども園（保育部分）の利用を希望している家庭	保育所、認定こども園 (保育部分)
0～2歳	3号認定 (保育認定)	保育の必要性があり、保育所等の利用を希望している家庭	保育所、認定こども園 (保育部分)、地域型 保育事業

※こどもが0～2歳で、保育を必要とする事由に該当しない場合は認定の必要がなく、必要に応じて一時預かり等の支援を利用することができます。

5. 推計児童数

住民基本台帳を基にコーホート変化率法を用いて推計児童数を算出したところ、以下の通りとなっています。

表 推計児童数（令和7年度～令和11年度）

年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	人	349	338	329	319	309
1歳	人	365	357	344	335	325
2歳	人	355	356	349	336	327
3歳	人	366	344	346	339	326
4歳	人	401	362	340	342	335
5歳	人	410	398	360	338	340
0～5歳合計	人	2,246	2,155	2,068	2,009	1,962
6歳（小1）	人	416	405	393	356	334
7歳（小2）	人	490	411	401	389	352
8歳（小3）	人	451	490	411	402	390
9歳（小4）	人	508	449	488	409	400
10歳（小5）	人	523	509	450	489	410
11歳（小6）	人	522	525	512	452	492
6～11歳合計	人	2,910	2,789	2,655	2,497	2,378
12歳	人	563	521	525	512	452
13歳	人	549	560	518	522	509
14歳	人	521	546	559	516	520
15歳	人	702	664	695	709	656
16歳	人	852	838	791	828	844
17歳	人	775	844	831	784	821
12～17歳合計	人	3,962	3,973	3,919	3,871	3,802

6. 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量

① 3～5歳児の需要量

3～5歳児の需要量をみると、推計児童数に対する構成比は97.4%から97.5%で推移しています。

表 3～5歳の需要量

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 1号認定 (幼稚園または認定こども園(教育部分)の利用を希望)	人	236	222	210	205	201
② 2号認定(教育ニーズ) (保育の必要性の認定を受け、幼稚園または認定こども園(教育部分)の利用を希望)	人	273	256	243	236	232
③ 2号認定(保育ニーズ) (保育所または認定こども園(保育部分)の利用を希望)	人	638	598	567	552	542
需要量の合計	人	1,147	1,076	1,020	993	975
推計児童数(3～5歳)	人	1,177	1,104	1,046	1,019	1,001
推計児童数に対する構成比	%	97.5	97.5	97.5	97.4	97.4

② 0～2歳児の需要量

0～2歳児の需要量をみると、推計児童数に対する構成比は54.0%から54.1%で推移しています。

表 0～2歳の需要量

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
④ 3号認定 (保育所、認定こども園(保育部分)または地域型保育事業等の利用を希望)	0歳	人	152	147	143	139	135
	1・2歳	人	426	421	409	396	385
需要量の合計		人	578	568	552	535	520
推計児童数(0～2歳)		人	1,069	1,051	1,022	990	961
推計児童数に対する構成比		%	54.1	54.0	54.0	54.0	54.1

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 学校教育・保育の提供体制の確保についての考え

今後、少子化の進行及び保育所ニーズの増加により幼稚園の入園児童の減少が予想されます。また、既存の幼稚園・保育所の施設で老朽化などの課題を抱えており、それぞれ対応の必要があります。多様化する保育ニーズに対応した環境を構築し、効果的な幼稚園・保育所の運営を図るため、地域の実情に応じて幼保再編を行い、こども園化を推進します。

② 各年度の学校教育・保育の需要量と確保方策

ア. 令和7年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和7年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (教育ニ-ズ)	2号 (保育ニ-ズ)	0歳	1・2歳	
需要量	人	236	273	638	152	426	
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	236	273	-	-	
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164	461
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6	13
	認可外保育所	人	-	-	150	47	83
	合計	人	236	273	991	232	589

イ. 令和8年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和8年度）

		単位	3～5歳			3号	
			1号	2号 (教育二 ズ)	2号 (保育二 ズ)	0歳	1・2歳
需要量		人	222	256	598	147	421
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	222	256	-	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164	461
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6	13
	認可外保育所	人	-	-	150	47	83
	合計	人	222	256	991	232	589

ウ. 令和9年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和9年度）

		単位	3～5歳			3号	
			1号	2号 (教育二 ズ)	2号 (保育二 ズ)	0歳	1・2歳
需要量		人	210	243	567	143	409
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	210	243	-	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164	461
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6	13
	認可外保育所	人	-	-	150	47	83
	合計	人	210	243	991	232	589

工. 令和10年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和10年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (教育二 ズ)	2号 (保育二 ズ)	0歳	1・2歳	
需要量	人	205	236	552	139	396	
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	205	236	-	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164	461
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6	13
	認可外保育所	人	-	-	150	47	83
	合計	人	205	236	991	232	589

オ. 令和11年度

表 学校教育・保育の需要量と確保方策（令和11年度）

	単位	3～5歳			3号		
		1号	2号 (教育二 ズ)	2号 (保育二 ズ)	0歳	1・2歳	
需要量	人	201	232	542	135	385	
確保 方策	幼稚園、 認定こども園 (教育部分)	人	201	232	-	-	-
	保育所、 認定こども園 (保育部分)	人	-	-	841	164	461
	小規模保育	人	-	-	-	15	32
	企業主導型 保育施設	人	-	-	-	6	13
	認可外保育所	人	-	-	150	47	83
	合計	人	201	232	991	232	589

7. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業【市全体】

延長保育

就労等の社会的活動と子育て等の家庭生活の両立を図り、子育てに対する負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整えるために、保育時間を延長して支援を図ります。

表 時間外保育事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	542	520	499	485	473
確保方策	箇所	15	15	15	15	15

長時間預かり保育

通常の保育時間以外の早朝と保育時間終了後に長時間こどもを預かるサービスです。（長期休暇期間中も実施しています。）長時間預かり保育については、就労等の要件を満たす必要があります。

天理市立幼稚園・認定こども園（教育部分）での長時間預かり保育

- 長時間預かり保育
- 預かり日 : 月曜日～金曜日
長期休業期間（春・夏・冬休み）
*土・日・祝日・年末年始を除く
- 預かり時間 : 午前8時～午前8時30分
幼稚園等の保育時間終了後から午後6時まで
- 実施要件 : ① 当該幼稚園等に在園していること
② 保護者が就労等の要件を満たすこと（就労証明書等が必要）
- 預かり保育料 : 1日300円（令和6年現在）、また要件を満たせば無償となる場合があります

(2) 学童保育所（放課後児童健全育成事業）【小学校区】

学童保育所

保護者等の労働または疾病等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）を預かります。

● 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策

現在、供給量はほぼ充足されているものの、地域によっては就学児童数の減少に反して学童利用児童数が増加しています。今後の需要量に対しては、校区ごとに入所割合の推移も注視しながら、必要に応じて学校施設を活用するなどして、ニーズを充足することができるよう柔軟に対応していきます。

また、学童保育所（放課後児童健全育成事業）は共働き家庭が主に利用されていることから、今後の子育て世帯の就労ニーズの増加や地域における女性の就業率の動向にも配慮しながら、こどものウェルビーイングの向上と共働き、共育での推進を図るために国がまとめた「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、「こどもまんなか」な放課後の実現に努めます。

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	904	892	875	848	831	
	1年生	人	262	259	254	246	241
	2年生	人	208	205	201	195	191
	3年生	人	181	178	175	170	166
	4年生	人	127	125	122	119	116
	5年生	人	81	80	79	76	75
6年生	人	45	45	44	42	42	
確保方策	人	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（丹波市）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	126	125	123	119	117	
	1年生	人	37	36	36	34	34
	2年生	人	29	29	28	27	27
	3年生	人	25	25	25	24	23
	4年生	人	18	18	17	17	16
	5年生	人	11	11	11	11	11
6年生	人	6	6	6	6	6	
確保方策	人	180	180	180	180	180	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（山の辺）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	108	107	104	101	100	
	1年生	人	31	31	30	30	29
	2年生	人	25	25	24	23	23
	3年生	人	22	21	21	20	20
	4年生	人	15	15	15	14	14
	5年生	人	10	10	9	9	9
	6年生	人	5	5	5	5	5
確保方策	人	183	183	183	183	183	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（井戸堂）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	91	91	87	86	84	
	1年生	人	26	26	25	25	24
	2年生	人	21	21	20	20	19
	3年生	人	18	18	18	17	17
	4年生	人	13	13	12	12	12
	5年生	人	8	8	8	8	8
	6年生	人	5	5	4	4	4
確保方策	人	127	127	127	127	127	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（前栽）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	224	220	219	211	207	
	1年生	人	66	64	64	61	61
	2年生	人	51	50	51	48	48
	3年生	人	45	45	42	42	40
	4年生	人	31	30	30	30	29
	5年生	人	20	20	20	18	17
	6年生	人	11	11	12	12	12
確保方策	人	224	224	224	224	224	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（二階堂）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	72	71	70	69	65	
	1年生	人	21	21	20	20	19
	2年生	人	17	16	16	16	15
	3年生	人	14	14	14	14	13
	4年生	人	10	10	10	10	9
	5年生	人	6	6	6	6	6
	6年生	人	4	4	4	3	3
確保方策	人	87	87	87	87	87	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（朝和）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	119	116	114	109	108	
	1年生	人	34	34	33	32	31
	2年生	人	27	27	26	25	25
	3年生	人	24	23	23	22	22
	4年生	人	17	16	16	15	15
	5年生	人	11	10	10	10	10
	6年生	人	6	6	6	5	5
確保方策	人	181	181	181	181	181	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（福住）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	9	9	9	8	8	
	1年生	人	3	3	3	2	2
	2年生	人	2	2	2	2	2
	3年生	人	2	2	2	2	2
	4年生	人	1	1	1	1	1
	5年生	人	1	1	1	1	1
	6年生	人	0	0	0	0	0
確保方策	人	34	34	34	34	34	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（櫛本）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	91	91	87	86	84	
	1年生	人	26	26	25	25	24
	2年生	人	21	21	20	20	19
	3年生	人	18	18	18	17	17
	4年生	人	13	13	12	12	12
	5年生	人	8	8	8	8	8
	6年生	人	5	5	4	4	4
確保方策	人	103	103	103	103	103	

表 学童保育所（放課後児童健全育成事業）の需要量と確保方策（柳本）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
需要量	人	64	62	62	59	58	
	1年生	人	18	18	18	17	17
	2年生	人	15	14	14	14	13
	3年生	人	13	12	12	12	12
	4年生	人	9	9	9	8	8
	5年生	人	6	6	6	5	5
	6年生	人	3	3	3	3	3
確保方策	人	76	76	76	76	76	

(3) 子育て短期支援事業【市全体】

子育て短期支援事業

- ショートステイ
保護者が病気や災害等の緊急時において保育が困難になった時に、児童福祉施設や里親家庭で一時的にこどもを預かる事業です。
- トワイライトステイ
保護者などが仕事等の理由で平日の夜間又は休日に不在となり、家庭での保育が困難な場合に児童福祉施設や里親家庭でこどもを預かる事業です。
- 本市では子育て短期支援事業の天理市内外の施設として、社会福祉法人天理（天理養徳院）、いかるが園、宝山寺福祉事業団（いこま乳児院）の3箇所と登録契約しています。

表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	59	59	59	59	59
確保方策	人日/年	60	60	60	60	60

表 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	20	20	20	20	20
確保方策	人日/年	40	40	40	40	40

(4) 地域子育て支援拠点事業【市全体】

地域子育て支援拠点事業

- 一般型
子育て中の保護者等が気軽に、自由に利用できる場を提供しており、育児相談・情報提供・子育てに関する講座等を実施しています。
《すこやかホール、サロンドキッズ、にぎわいプラザ、ジブリ広場（カレス学園内）、子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）》
- 一般型（出張ひろば）
地域の実情や利用者のニーズにより、親子が集う場を常設することが困難な地域において、週1～2回公民館等を活用して「出張ひろば」を開設しています。
- 一般型を5箇所、一般型（出張ひろば）を1箇所で開催しています。

表 地域子育て支援拠点事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人回/年	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000
確保方策	箇所	5	5	5	5	5

(5) 一時預かり事業【市全体】

① 一時預かり（幼稚園型）【市全体】

幼稚園・こども園（教育部分）の預かり保育

教育課程に関わる教育時間終了後に、希望する者を対象とし、こどもを預かるサービスです。地域や園の実情に応じて預かり保育を市立幼稚園・こども園全園で実施しています。

表 一時預かり（幼稚園型）の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	1号	人日/年	2,598	2,440	2,313	2,251	2,210
	2号	人日/年	22,239	20,884	19,791	19,268	18,918
確保方策	箇所		9	9	9	9	9
	人日/年		24,837	23,324	22,104	21,519	21,128

② 一時預かり（幼稚園型以外）【市全体】

一時保育

パート就労や疾病等の緊急時、育児疲れ解消等の理由で保育が必要となる場合に、一時的に保育所等でこどもを預かる事業です。

《 柳本保育園、朝和保育園、ひまわり保育園、カレス学園、前栽学園、すくすくKIDS広場、サロンドキッズ、花音保育園、前栽こども園で実施。》

表 一時預かり（幼稚園型以外）の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	一時預かり事業 （幼稚園型以外）	人日/年	5,181	4,969	4,767	4,632	4,526
確保 方策	一時預かり事業 （幼稚園型以外）	人日/年	5,181	4,969	4,767	4,632	4,526

(6) 病児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型）

病児保育事業

● 病児対応型

こどもが病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を保育所（園）、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業です。本市では天理こだま認定こども園において実施しています。

● 病後児対応型

こどもが病気の回復期で、集団保育の困難な時期、当該児童を保育所（園）、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業であり、本市では天理こだま認定こども園において実施しています。また、田原本町と協定を締結しており、広域での利用が可能です。

● 体調不良児対応型

事業実施保育所等に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童を預かる事業です。

表 病児保育事業の需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量		人日/年	551	518	485	452	420
確保方策		人日/年	850	850	850	850	850

(7) 子育てサポートクラブ（ファミリー・サポート・センター事業）【市全体】

子育てサポートクラブ

子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が会員登録し、地域で子育て家庭を支援するサービスです。

表 子育てサポートクラブの需要量と確保方策（市全体）

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量		人日/年	43	41	39	37	35
確保方策	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	人日/年	43	41	39	37	35

(8) 乳児家庭全戸訪問事業【市全体】

乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行います。本市では生後4か月までに各家庭を訪問します。

表 乳児家庭全戸訪問事業の対象児童数

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	349	338	329	319	309
確保方策	人	370	365	360	355	350

(9) 養育支援訪問事業【市全体】

養育支援訪問事業

養育の支援をすることが特に必要と認められる児童や保護者などに対し、その養育が適切に行われるように相談、指導、助言やその他必要な支援を行うことを目的とする事業です。

表 養育支援訪問事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	5	5	7	7	10
確保方策	人	10	10	10	10	10

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業【市全体】

妊婦一般健診

妊娠中からの母体の健康管理のために妊婦健康診査を実施します。

表 妊婦に対して健康診査を実施する事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	件	4,500	4,400	4,300	4,200	4,100
確保方策	件	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600

(11) 利用者支援事業【市全体】

利用者支援事業

こども及びその保護者等、または妊婦が教育、保育、保健、その他の子育て支援を円滑に利用できるように情報集約を行うとともに、相談支援を実施し、関係機関との連絡調整を図る事業です。

表 利用者支援事業の需要量と確保方策（市全体）

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
こども家庭センター型	必要見込み量	箇所	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1

*「こども家庭センター型」は、母子保健と児童福祉が連携し、保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談や情報提供を行うとともに、関係機関と協力し支援プランを策定し切れ目ない支援を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【市全体】

実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が負担する日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用等、また特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食費）に対して助成する事業です。

本市では、特定教育・保育施設の幼稚園で保護者が負担する日用品、文房具等の購入に要する費用や、特定子ども・子育て支援施設の幼稚園で保護者が負担する食事の提供に要する費用（副食費）について、低所得世帯に対してこれらの実費徴収額の一部を補助することで円滑な幼稚園の利用を図り、こどもの健やかな成長を支援します。

(13) 児童福祉法改正による新事業（家庭支援事業）【市全体】

令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が創設され、令和6（2024）年4月1日から施行されました。

① 子育て世帯訪問支援事業【市全体】

子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して、不安、負担を抱えた子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育て等の支援を行う事業です

表 子育て世帯訪問支援事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	世帯・日	276	270	262	254	247
確保方策	世帯・日	276	270	262	254	247

② 児童育成支援拠点事業【市全体】

児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う事業です。

表 児童育成支援拠点事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人	13	13	13	12	12
確保方策	人	30	30	30	30	30

③ 親子関係形成支援事業【市全体】

親子関係形成支援事業

児童との関わりや子育ての悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講座やグループワーク等を通じて、情報の提供や相談及び助言を実施することで親子間の適切な関係性の構築を図る事業です。

表 親子関係形成支援事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	世帯	4	4	3	3	3
確保方策	世帯	4	4	3	3	3

(14) 子ども・子育て支援法改正による新事業【市全体】

令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業が新たに創設され、令和7（2025）年4月から施行されます。

① 妊婦等包括相談支援事業【市全体】

妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して面談等で寄り添い、支援を行うことにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

表 妊婦等包括相談支援事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人回	341	327	315	305	295
確保方策	人回	370	350	330	320	310

② 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【市全体】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等の施設において、満3歳未満の乳児または幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

表 乳児等通園支援事業の需要量と確保方策

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	需要量	人/日	7	7	7	6	6
	確保方策	人/日	-	7	7	6	6
1歳児	需要量	人/日	8	8	7	7	7
	確保方策	人/日	-	8	7	7	7
2歳児	需要量	人/日	9	8	8	8	7
	確保方策	人/日	-	8	8	8	7

③ 産後ケア事業【市全体】

産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う取り組みです。産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的としています。

表 産後ケア事業の需要量と確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要量	人日/年	215	209	203	197	190
確保方策	人日/年	215	220	230	240	250

8. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

- 認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持つ施設であり、幼稚園、保育所（園）において蓄積されてきた指導方法等を活かして、一人ひとりのこどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。
- 効果的な幼稚園・保育所の運営を図るため、地域の実情に応じて幼保再編を行い、こども園化を推進します。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修並びに認定こども園、幼稚園、保育所等の連携

- 学校教育・保育内容の充実を図るため、幼稚園、保育所（園）で培ってきた知識・技能の相互理解と共有を図ります。また、新たに認定こども園として教育・保育内容の再構築をします。
- 特別支援教育においては、乳幼児教育に携わる全ての職員が、発達支援アドバイザーによる巡回指導等を通して、こどもの行動理解や見立てを明確にし、特性や発達に応じた支援内容、方法について共に考える研修の場の充実を図ります。
- こども家庭センター・幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校・教育総合センター（ほっとステーション）等が連携・接続して、乳幼児の育ちや発達、家庭の実態の捉え方や支援の在り方について共有し、市民が必要とする教育・保育内容を効果的に提供できるように努めます。

9. その他の任意記載事項関連

(1) 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保に関する事項

- 保護者が産前・産後休暇及び育児休業明けに希望に応じて、円滑に教育・保育施設を利用できるよう、様々な機関を通じて相談・情報提供を行います。
- 育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が質の高い保育を享受できるよう、選考基準を確実に運用し必要な時期に必要な教育・保育を受けられる体制づくりに努めます。

(2) 児童虐待防止対策の充実

① 発生予防、早期発見、早期療育支援

- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生児童委員等の連携により、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めます。
- こども家庭センター等での乳幼児健康診査や各種相談の取組、乳児家庭全戸訪問事業、子育て世帯訪問支援事業、地域子育て支援拠点事業、児童育成支援拠点事業、子育てサロン、子育て教室、各幼稚園・保育所（園）での対応等により早期に状況を把握し、必要に

応じて 養育支援訪問事業等の適切な支援につなぐなど、育児上の困難を抱える家庭の早期支援に努めます。

② 関係機関との連携及び相談体制の強化

- 児童虐待の防止・発見・対応に向けて、福祉・教育・保健・警察等の関係機関が緊密な連携を図り、地域全体で子どもを守る支援体制を強化します。
- 天理市要保護児童対策地域協議会では関係機関の連携を密にし、地域における児童虐待防止のネットワークをひろげ、問題となるケースの確認・認識の迅速な共有に努めます。

(3) ヤングケアラー支援の推進

- こども家庭センター及び教育委員会を中心に、福祉・教育・保健等の関係機関が密に連携し、ヤングケアラーの早期把握ができる体制作りを努めます。
- 子育て世帯訪問支援事業等の支援を提供することにより、ヤングケアラーがいる家庭の家庭環境や養育環境を整え、一人ひとりの子ども・若者の最善の利益を図ることができるように努めます。

(4) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び「奈良県ひとり親家庭等の自立支援プラン」等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四つの柱として総合的な自立支援を推進します。

表 ひとり親家庭等の自立支援

取組	内容
子育て・生活支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てや生活において精神的な支えを必要とする保護者、子育てと仕事の両立が困難な家庭に適切な援助を行います。 ・ 生活全般を幅広く支援する仕組みや個々の世帯の抱える問題に対し、相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな福祉サービスの展開と相談体制の充実をめざします。
就業支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入面・雇用条件面でより良い就業の場を確保し、安定した生活を送れるよう、福祉と雇用の施策及び機関の緊密な連携を図り、就業支援策の周知に努めます。
養育費の確保策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭等のこどもの養育費が確保できるよう、養育費についての取り決めや取得の促進を図ります。 ・ 養育費支払いや取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。
経済的支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当等の経済的支援策に関して、関連窓口において情報提供に努めます。 ・ 制度の適正な実施によって、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、経済面での支援体制を推進します。

(5) 障害児施策の充実等

- 多様化する障害の種類等も踏まえ、障害のあるこども本人及び障害のあるこどもを育てる家庭が地域で尊厳をもって生活できるよう、きめ細かな相談体制を築き、保健・福祉・教育等のサービスの連続性を確保し、それぞれの密接な連携を図ります。
- 障害のあるこどもの発達段階に応じた適切な支援を行うための専門的なノウハウの共有及び早期発見、療育、生活支援の分野での一貫した支援体制づくりを推進します。

表 障害児施策の充実

取組	内容
早期発見・早期対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の原因となる疾病及び事故の予防、障害の早期発見に向けて、健康診査やすくすく教室等の母子保健事業の充実に努めます。 ・ 早期療育は、杉の子学級等においてこどもとその保護者等がともに通園し、質の高い療育指導を受けられるシステムを充実します。
障害があるこどもへの子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園や保育所（園）、こども園への臨床発達心理士の派遣による巡回相談や、教諭・保育士・保育教諭の加配等により、対応の充実に努めるとともに、学童保育所でも軽度の障害のあるこどもの受入を推進します。 ・ 障害の状態に応じて、こどもの可能性を最大限に伸ばし将来の自立と社会参加に向けて必要な力を培うため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭等の資質や専門性の向上を図ります。また、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性や発達に応じた適切な支援を推進します。
特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供します。 ・ 認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めます。 ・ インクルーシブ教育^①を推進しながら、各関係機関等の連携により特別支援教育の体制整備を進めます。
発達障害があるこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害について社会的な理解が深まるよう適切な情報の周知に努めます。 ・ 家族が適切な子育てを行えるよう、支援体制の充実に努めます。
医療的ケア児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・保健・福祉等の関連分野と連携して医療的ケア児への支援を総合調整するコーディネーターを配置し、医療的ケアを必要とする児童やその家族が安心して暮らしていける支援体制の整備を推進します。
生活支援に関する障害福祉計画との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・保健・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援、就学支援、子育て支援の充実を含めた支援体制の一貫した取組を推進します。 ・ 天理市障害児福祉計画等も踏まえ、障害のあるこどもの専門的な支援の確保について、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を推進します。

^① 批准した障害者権利条約に示されたもので、障害のあるこどもが障害のないこどもと共に教育を受けるための教育システムの概念です。障害のある者が教育の制度から排除されないこと、その際の「合理的配慮」の必要性等が示されています。インクルーシブ教育システム構築のために特別支援教育を着実に推進することがめざされています。

(6) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し（長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む）

- 男女が互いに子育てに関する理解を深めるだけではなく、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点から、働き方の見直し等も検討します。
- 関係機関や企業と連携し、家庭や職場における理解、協力を進め、夫婦がともに子育てを楽しみながら働き続けられる環境をめざします。
- 出産・育児等で就労に制約がある女性に対し、柔軟な働き方ができるようビジネススキルの支援・育成ができる環境整備に取り組みます。

表 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

取組	内容
仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てと仕事の両立やライフスタイル、周りを取り巻くあらゆる社会環境に対し男女共同参画社会について学習する機会も含め、講座内容の見直しを行いながら魅力的な講座の提供に努めます。 ・ コロナ禍におけるデジタル社会の加速において、デジタルスキルの向上が就労支援の重要項目と捉え、その中でも、女性のデジタル人材育成に努めます。
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、奈良スーパーアプリを介して「なら子育て応援団」として子育てを応援する企業・店舗・NPO等を登録しています。県と連携し子育てを応援する企業等の情報提供及び周知に努めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての調和という視点で社会資源の活用を図ります。
- 保育及び放課後児童健全育成事業の充実、子育て援助活動支援事業の設置促進等の多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

③ 子育て世代の就労支援

- 子育て世代の経済的負担軽減を図るため、天理市しごとセンター・産業振興館（テレワークセンター）との連携を図りニーズに合わせた就労支援を行います。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進に向けた役割

(1) 家庭の役割

子育ての基本の場は「家庭」であり、保護者は子どもに対する責任を有しています。そして、子どもを含めた家族全員が、家庭生活における責任と役割を主体的に分担し、充実した家庭生活を送れるよう努める必要があります。また、子どもへのしつけは家庭における最も重要な役割の一つですが、子どもは生まれながらに権利の主体であり、一人の人間として尊重すべきであり、かけがえのない生命と人格を有することを忘れてはいけません。

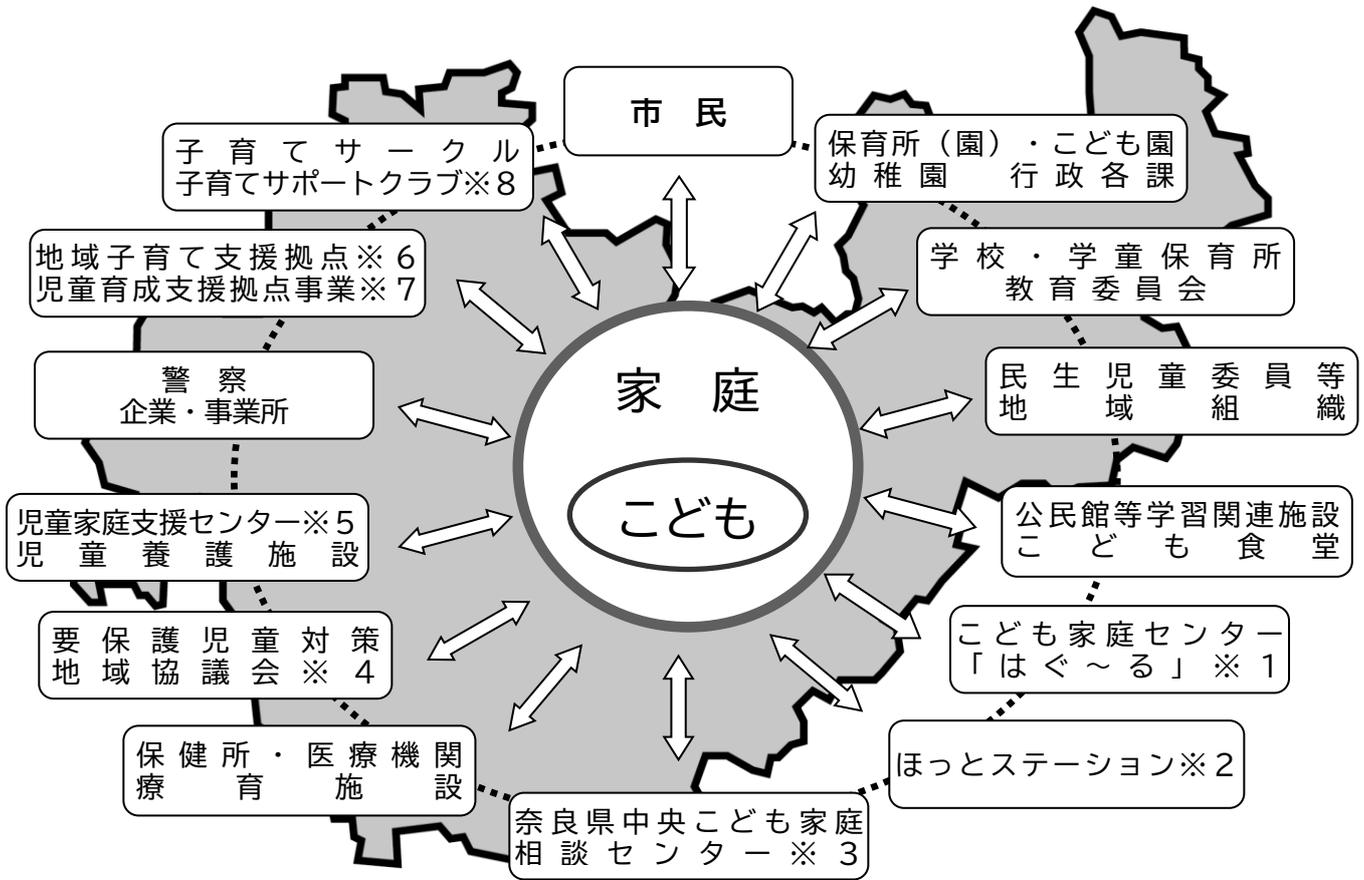
(2) 地域の役割

子どもは次世代の天理市の担い手であり、家庭はもとより企業、各種団体等も含めた地域の宝です。そのため、子育ての基本の場を家庭としながらも、子育て家庭を取り巻く地域全体であらゆる主体が協働し、子どもを育てる意識を持つことが求められています。そして、子育て中の家庭が地域の中で孤立することのないよう、市民や企業、各種団体等地域社会が連携し、協力しながら子育て家庭を支え、誰もが安心して子育てができるまち、子どもがすこやかに育つまちを築くことが大切です。また、子育てと仕事を両立できる仕組みを充実し、子育て中の保護者が、理不尽な性役割に捉われることなく、ともに子育ての責任を果たすことができる職場環境を整えることや子育てに関する権利を保障するという意識の醸成も大切です。

(3) 行政の役割

本市は本計画の内容を市民に周知するとともに、家庭、地域社会が連携し協力しながら、地域全体で子育てに取り組んでいけるよう、様々な施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。さらに、家庭や地域社会と協働し、子どもたちが安心安全のなか、自身の居場所を持ち、自分の意見や夢を持っていきいきと成長するとともに、安心して子育てができるまちづくりを進めるために、全庁が一体となって計画を推進します。

図 計画の推進に向けた役割



天理市全域のイメージ図
天理市全体で取組む様子を
表しています。

※1 こども家庭センター「はぐ〜る」

従来、健康推進課とこども支援課で提供していた母子保健と児童福祉に関する支援を、こども家庭センターとして一体的に支援を行います。母子保健と育児支援や虐待防止を担当する保健師、保育士、家庭支援員等がチームとなり、専門的支援を行います。支援を必要とする妊産婦や子育て世帯に対する支援の体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成します。

※2 ほっとステーション

市内の公立学校園所、学童保育所に対する保護者からの改善の要望や相談を一元的に対応する相談窓口です。校園所長のOB・OGや心理士がチームとなって窓口役を務め、学校・園所の現場、教育委員会及び福祉部門が一体となって解決を図ります。

※3 奈良県中央こども家庭相談センター

「こども相談」と「女性相談」を一体的に、また、より専門的に援助するため、県の児童相談所と婦人相談所を統合し「中央こども家庭相談センター」として運営する行政機関です。「こども相談」では0歳から18歳未満の児童のあらゆる相談に応じ、心身の健全育成のために専

門的な援助活動を実施しています。また、「女性相談」では、女性の様々な悩みの相談に応じるほか、配偶者暴力相談支援センターを併設し性別にかかわらず配偶者からの暴力に関する相談・支援を行います。

※4 要保護児童対策地域協議会

子ども・子育てに関する機関（構成 19 機関）が要保護の児童を発見した場合、または通報があった場合、即座に関係機関と連携し、現況確認、相談、児童の保護等について協議を行い、こどもの悲劇を未然に防ぐために活動をしています。また、広報紙等による市民への啓発や要保護児童対策地域協議会関係機関の職員を対象とした研修を行います。

※5 児童家庭支援センター

児童の福祉に関する問題に関して、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

※6 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

市内5箇所：「すこやかホール」

「サロンドキッズ」

「子育てゆとり創造センター天理（柳本保育園内）」

「ジブリ広場（カレス学園内）」

「にぎわいプラザ」

※7 児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える学齢期の児童に対して安全・安心な居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行います。

※8 子育てサポートクラブ

ファミリー・サポート・センター事業（通称：天理市子育てサポートクラブ）は、こどもの送迎や預かりなど育児について、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動を行います。

2. 計画の推進と評価

(1) こどもと家庭を支える地域支援体制 – 関係各機関の連携と市民参加 –

- 教育・保育施設、こども家庭センター等の子育て支援施設、行政、医療機関、警察、企業、民生委員・児童委員、子育てサポーター等の様々な社会資源や主体が連携、協力できる体制づくりを進めます。
- 質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実現に向けて、計画的な基盤整備を検討するため、行政だけでなく教育・保育行政の実施主体等と連携し、協働します。
- こどものための安全な地域社会づくりや虐待の防止・早期発見、ヤングケアラーの早期発見・対応には、市民が周囲のこどもに気を配り、見守ることが重要であり、市民や地域がこどもや子育て家庭と関わりができる環境づくり、体制づくりを考えます。

(2) 計画の推進状況の評価

- 天理市子ども・子育て会議において、本計画の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等を毎年度、点検・評価し、結果は広報紙やホームページへの掲載等により住民に分かりやすく情報を公開します。また住民の意見等を得ながら、事業計画の見直しや取組内容の改善等を図るなど、社会状況の変化に適切かつ柔軟に対応します。
- 利用者の視点に立った指標（各事業の確保方策の量）の評価に際して、この指標を用いた個別事業の進捗状況（アウトプット）の点検を行います。また、これらの個別事業の進捗状況を基に、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価します。
- 本計画では、幼児期の学校教育・保育の確保を図る観点から、計画の中間年を目途として、天理市子ども・子育て会議等を活用して計画の見直しを検討します。

(3) 行政内の推進体制

- 本計画を子ども・子育て支援に特に関係する保健・福祉・教育分野の担当課だけで推進することなく、総合的に均整を図りつつ推進し、全庁的に連携・協力できるよう取組を進めます。進捗状況の整理については、子ども・子育て会議において、各事業における毎年の実施状況の情報を取りまとめます。

(4) 計画の周知

- 地域社会全体で子育て支援を行うために、子育てに関わる人たちだけではなくすべての市民が自ら子育て支援に関わることができるように、市のホームページ等で本計画書を公表するとともに、様々な機会や方法で計画内容の周知を図ります。